

# 平成30年度第1回

## 宇都宮市国民健康保険運営協議会

### 会議次第

日時 平成30年8月9日(木)  
午後4時30分～  
会場 宇都宮市役所14階  
大会議室

#### 1 開 会

- (1) 委員紹介
- (2) 会議録署名委員の選出

#### 2 議 事

- (1) 報告事項
  - ・報告第1号 宇都宮市国保経営改革プランの改定について
  - ・報告第2号 平成29年度国民健康保険特別会計の決算状況(見込み)について
  - ・報告第3号 国保アクションプラン29の主な取組実績と国保アクションプラン30の主な取組について
  - ・報告第4号 第2期宇都宮市国民健康保険保健事業実施計画及び第3期宇都宮市特定健康診査等実施計画について
  - ・報告第5号 平成30年度国民健康保険税の課税状況について

#### 3 その 他

- ・平成30年度国民健康保険運営協議会の開催予定について

#### 4 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成30年6月15日現在

委員種別	氏名	役職等	備考
第1号委員 被保険者代表	黒子 英明	市議会議員	新規
	渡辺 通子	〃	新規
	浜野 達哉	宇都宮商工会議所青年部 理事	
	山森 睦美	〃 女性部 理事	
	相良 利和	市農業委員会 会長職務代理者	
	大根田 博章	公募委員	
	鈴木 信次	〃	
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師 代表	片山 辰郎	市医師会会長	
	小林 健二	市医師会副会長	
	齋藤 公司	〃	
	金子 達	〃	
	北條 茂男	市歯科医師会会長	
	長谷川 英一	市歯科医師会専務理事	
	石崎 一郎	市薬剤師会会長	
第3号委員 公益代表	福田 智恵	市議会議員	新規
	馬上 剛	〃	新規
	◎ 塚田 典功	〃	
	○ 大貫 隆久	市社会福祉協議会 副会長	
	檜山 和子	市民生委員児童委員協議会会長	
	上野 元子	宇都宮人権擁護委員協議会 宇都宮支部委員	
	笹川 陽子	宇都宮共和大 専門任講師	
第4号委員 被用者保険等 保険者代表	宮崎 務	全国健康保険協会栃木支部 支部長	
	小山田 静子	栃木県市町村職員共済組合 事務局局長	新規
	関川 隆雄	SUBARU健康保険組合 宇都宮支部事務局長	

◎：会長

○：会長職務代理者

## 事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
石 岡 和 男	保健福祉部長
緒 方 秀 徳	保健福祉部次長
小 林 正 典	保健福祉部保険年金課長 ※ 1
石 井 三 士	保健福祉部保険年金課長補佐
関 本 耕 司	保険年金課管理グループ係長 ※ 2
目 黒 淳 一	保険年金課国保給付グループ係長
中 村 昇	保険年金課国保税グループ係長
佐 藤 淳	保険年金課収納グループ係長
岩 崎 豊 弘	保険年金課滞納整理グループ係長
斎 藤 幸 子	保険年金課国保給付グループ総括
鈴 木 加 代	保険年金課国保税グループ総括
大 友 治	保険年金課収納グループ総括
加 藤 尚	保険年金課滞納整理グループ総括
阿 部 龍 之	保健福祉部健康増進課長
石 川 直 樹	保健福祉部健康増進課長補佐
岡 川 秀 則	健康増進課企画グループ係長
吉 田 琴	健康増進課健康づくりグループ係長
齋 藤 順 子	健康増進課健康診査グループ係長

※ 1 書記長

※ 2 書記

## 報告第1号

## 宇都宮市国保経営改革プランの改定について

## 1 現行計画の概況 …別紙1

## (1) 計画の概要

本市国民健康保険を将来にわたり安定的で持続可能な医療保険制度として維持していくため、平成22年度から平成30年度までの9年間の計画(※)として、収納率の向上や医療費の適正化など、より一層の経営努力に取り組むもの

※ 本計画は、平成22年6月に5か年計画として策定され、その後、平成27年3月と平成30年3月に延伸されている。

## (2) 施策の目標(平成30年度)

◎ 一般会計からの法定外繰入金(財政安定化支援分(※))：削減に努める。

※ 国の制度改革や、無所得者が多いといった国保制度の構造的な問題などによる財政負担に対応するために行っている繰入分

## ア 保険税収納率の向上

- ・ 現年度収納率：89.50% (平成25年度税方式採用中核市平均に設定)

## イ 医療費の適正化(医療費増加率)

- ・ 対前年比一人当たり：2.25% (平成16～18年度平均実績を半減)
- ・ 平成25年度比総額：13.18% (県医療費適正化計画と整合)

## 2 改定の必要性

- ・ 国民健康保険については、被保険者の高齢化と医療技術の高度化により医療費が増加する一方、非正規労働者や年金受給者などの低所得者の増加に伴い、保険税課税額が減少傾向にあり、財政状況は厳しさを増している。

- ・ こうした中、国は、国保財政の基盤強化を図るため、平成30年度から「都道府県が財政運営の主体となる」ことなどの新制度を施行したところであるが、本市を含め、市町村の法定外繰入は当面解消されない見通しであるとともに、市町村には、県へ納める納付金や保険者努力支援制度(※)への対応として、引き続き収納率の向上や医療費の適正化等に取り組むことが求められている。

※ 保険者の経営努力により国・県から公費が交付される制度 …別紙2

- ・ こうしたことから、引き続き本市国保財政の健全化を図り、将来にわたり安定的で継続的な医療制度として維持していくため、より一層の経営努力に取り組むことが必要であることから、平成30年度で計画期間が終了する現行計画を改定する。

### 3 計画の位置付け等

- ・ 県が定める県内統一的な国保事業に係る方針である「栃木県国民健康保険運営方針（平成29年11月策定。計画期間：平成30～32年度）」に基づき、「安定的な財政運営並びに市町の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営」を実現するとともに、本市国保財政の健全化を図るための計画 …**別紙3**

### 4 改定の方針

#### (1) 計画期間

- ・ 平成31年度～平成36年度（6か年）
  - ⇒ 本計画の改定に当たり、計画期間については、中期的な視点で国保財政の安定的な運営を図るため、6年間とし、次期改定の時期については、県の運営方針の内容等を十分踏まえるため、次々期方針見直し後の平成37年3月に改定する。
  - ⇒ なお、中間年度の3年後について、県の運営方針の見直しの内容及び本市国保を取り巻く環境等に大きな変化等があった場合には、必要に応じ適宜見直しについて検討する。

#### (2) 検討内容

##### ア 現状と課題

制度改革など国保を取り巻く環境変化，現行計画の評価，本市国保の現状，本協議会における議論等を踏まえ，現状・課題を整理

##### イ 基本的な考え方

現状と課題を踏まえた基本方針，施策目標，施策・事業等を設定

##### ウ 具体的な施策・事業

保険税収納率の向上や医療費の適正化に資する施策・事業 等

#### (3) 外部意見の反映

- ・ 事務局にて計画の素案及び案を作成し，本協議会から意見をいただく。

### 5 スケジュール

平成30年	8月～	本協議会において「現行計画」，「アクションプラン」報告
	10月～	本協議会において「改定計画」（素案）協議
平成31年	2月	本協議会において「改定計画」（案）協議 計画策定

**1 策定の趣旨**

- (1) **策定の背景**  
医療費が増加する中、保険税収が伸び悩み、給付基金も減少するなど、国保財政の状況はますます厳しい状況に置かれている。
- (2) **策定の目的**  
本市の国民健康保険を将来にわたり安定的で持続可能な医療保険制度として維持していくため、より一層の経営努力に取り組む。
- (3) **計画期間**  
平成 22 年度から平成 29 年度までの 8 年間
- (4) **アクションプランの策定**  
本計画を推進するため、「国保アクションプラン」を毎年度策定する。

**2 国保を取り巻く環境**

- (1) **制度の構造的な問題**  
国保は、構造的に保険税負担能力の低い無職者や低所得者が多く加入していることや、被保険者の高齢化、医療技術の高度化などによって医療費が増加していることから、財政基盤が脆弱
- (2) **医療制度改革**  
平成 20 年度に老人保健制度が廃止となり、替わって後期高齢者医療制度が創設され、75 歳以上（一定の障がいがある場合は 65 歳以上）の被保険者の同制度への移行や後期高齢者支援金の負担が発生。また、各医療保険者に 40 歳以上の被保険者を対象とする特定健康診査・特定保健指導が義務付け
- (3) **経済情勢・雇用情勢**  
国の日本経済再生に向けた取組により、経済情勢は回復の兆しが見え始め、雇用情勢も緩やかに持ち直しつつあるが、依然、国保加入者は被用者保険からの加入者が多く、無所得者等の低所得者層が増加
- (4) **国保の都道府県化**  
「プログラム法」の成立（H25.12）を受け、平成 30 年度からの国保の都道府県化へ向け、保険者である市町村は、制度改革の議論の動向を注視しながら、制度移行に向けて引き続き財政の安定化を図ることが必要

**◆ 現行計画（H22～26）の実績と評価**

- 【計画（施策）の目標】**
- (1) **一般会計繰入金（財政安定化支援分）**  
H26 目標値： 3 億 3 千万円（21 年度比 50%を目標に設定）  
H25 実績： 1 4 億 2 千万円（※実質ベース）  
⇒目標は未達成であり、引き続き繰入金の削減に努めることが必要  
※国の臨時的な財政支援を入れない場合。入れた場合は 3 億 6 千万円の繰入金となる。
  - (2) **現年度収納率**  
H26 目標値： 88.00%（H20 中核市平均 88%を目標に設定\*）  
\*平成 25 年度国民健康保険運営協議会においてそれまでの実績に基づき目標値を見直し、現在は、平成 26 年度の目標は 87.00%となっている。  
H25 実績： 85.64%  
⇒目標を下回っており、引き続き収納率の向上を図ることが必要
  - (3) **医療費の適正化（市民（被保険者）1 人当たり医療費の増加率（対前年比））**  
H26 目標値： 2.25%（H16～18 平均実績の半減を目標に設定）  
H25 実績： 4.58%  
⇒目標は未達成であり、引き続き医療費適正化に努めることが必要

**3 本市国保の現状と課題**

- (1) **本市国保の現状**
  - ア 世帯数・被保険者数の推移**：平成 20 年度以降は、世帯数はほぼ横ばい、被保険者数は僅かに減少。「前期高齢者」は年々増加。
  - イ 保険税の税率等の改定の状況**：税率は基本的に 2 年ごとに見直し。最近では平成 26 年度に改定。平成 20 年度に資産割廃止。平成 20 年度から後期高齢者支援金分が課税開始。
  - ウ 保険税の賦課状況**：リーマンショック後に課税額、1 世帯当たり課税額、1 人当たり課税額とも減少傾向。平成 25 年度に課税額はやや持ち直し、平成 26 年度には、課税額、1 世帯当たり課税額、1 人当たり課税額とも増加。
  - エ 保険税の収納状況**：収納率は、各種収納対策の強化により、現年度分は平成 22 年度以降、滞納繰越分は 23 年度以降向上。滞納繰越分の収納率は中核市中 4 位。滞納繰越額は年々減少。課税世帯構成は 200 万円以下世帯が 75→78%。世帯主年齢層は 60 歳以上が 52.8→61.3%。現年度収納率は世帯主年齢に比例して高い。
  - オ 医療給付費の推移**：医療給付費は、平成 25 年度では約 335（※287（H20））億円。被保険者数はほぼ同水準で推移しているが、一人当たり医療費は年々増加し、平成 25 年度では 302,239（※258,265（H20））円。
  - カ 医療費増加の主な要因**：1 人当たり医療費は 70～74 歳が最も高い。国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計では、平成 32 年度に 39 歳までの人口は減少傾向、40 歳以上は増大の見込み。1 人当たり医療費の高い年齢層が増えるため医療費増大が予想。疾病分類別統計では生活習慣病に関連する医療費が全体の 39.6%。
  - キ 歳入・歳出決算額の推移**：被保険者の高齢化や医療技術の高度化などによる医療給付費の増加、また後期高齢者医療制度や介護保険制度への拠出金の増加に伴い、国・県からの支出金も増加しているなど、歳入・歳出の決算規模は年々増大。
  - ク 実質単年度収支の推移**：平成 20 年度以降は、財源不足に対する一般会計からの繰入により収支均衡を図っており、大幅な赤字。
  - ケ 国保給付基金の推移**：平成 20 年度には約 2 億円に減少し、保険給付などへの活用が困難な状況。

(2) **本市国保の課題《課題の総括》**

- 1 収納率の向上（現年度） ※【3(1)-ア・イ・ウ・エ、◆(2)より導出】**
  - ・ 保険税は国保事業運営のための基幹的な財源であり、被保険者の負担の公平性の観点からも収納率の向上を図ることが必要
  - ・ 本市の収納率は、中核市他市と比較すると、現年度分が下位の方であり、納税意識の高揚や納税環境の整備などによる滞納の抑制や、納税指導の強化などによるより一層の滞納処分の強化などの対策が必要
- 2 医療費の適正化と保健事業の推進 ※【3(1)-オ・カ、◆(3)より導出】**
  - ・ 高齢化の進展等の中で皆保険制度を維持・持続可能なものとするため、今後、治療重点から、疾病の予防を重視した医療体制へと転換し、被保険者の疾病の早期発見、早期治療となる特定健診・特定保健指導やがん検診等とともに、健康を保持増進する保健事業の充実や、ジェネリック医薬品の普及のほか、健診データやレセプトデータ等を活用した疾病予防・重症化予防対策の推進などによる医療費の適正化に向けた対策が必要
- 3 国保財政の健全化 ※【3(1)-キ・ク・ケ、◆(1)より導出】**
  - ・ 保険者（市）の責務として、現在の国保財政の収支均衡を図り、将来にわたり市民が安心して医療を受けることができる環境を整備するためには、国保事業の安定的な運営を図るための財政の健全化が必要

# 「宇都宮市国保経営改革プラン」【概要版】

## 4 本市国保の使命（ミッション）と将来像（ビジョン）

### (1) 本市国保の使命（ミッション）

市民（被保険者）が、病気やけがをした場合に安心して医療を受けられるとともに、健やかに暮らしていけるよう保健の向上に寄与する。

### (2) 本市国保の将来像（ビジョン）

### ビジョンの実現に向けた4つの視点

#### ■市民の健康

- 市民がいつでもどこでも必要な医療を受けることができる医療保険を維持する。
- 市民は自らの健康づくりに積極的に取り組む。

市民（被保険者）の視点  
・市民の満足

財務・コストの視点  
・健全な財政運営

行政改革の視点  
・業務プロセスの改善

組織・人材の視点  
・組織力強化と人材育成

#### ■安定的な事業運営

- 国保の財政基盤を強化し、事業を安定的に運営する。

## 5 事業運営の方針

(1) 被保険者とのリレーションシップの構築

(2) 被保険者の健康の保持増進

(3) 健全で安定した運営の確保

## 6 施策の展開

### 施策目標（H29年度時点）

#### ◎一般会計繰入金（財政安定化支援分）

⇒国保制度が抱える構造問題に対応するための繰入金（10億3,500万円\*）を一定の目安に、引き続き、「保険料収納率の向上」、「医療費の適正化」など、保険者としての経営努力を最大限に行い、繰入金の削減に努める。 \*H26税率改定時の試算値

### 【施策の方向】

リレーションシップ（信頼関係）の構築

情報発信

保険料収納率の向上

納期内納付の推進

#### 【目標】

現年度収納率 85.64% (H25)  
▽  
89.50% (H29)

早期納付の推進

納税相談  
機会の拡充

滞納者への  
指導強化

資格の適正化

医療費の適正化

医療費の縮減

【目標1】  
対前年比1人当たり  
医療費の増加率 3.32%  
(H20~25平均)  
▽  
2.25% (H29)

健康診査の推進

【目標2】  
対H25比医療費  
総額の増加率  
▽  
13.18% (H29)

健康増進

保健事業の  
充実

業務改革の推進

業務の効率化

### 【主な施策】

※「⇒」は現行計画策定後に計上した主な取組

・国民健康保険情報等の発信

・口座振替の加入促進  
⇒e-口座振替受付サービスの拡大 等  
・納税環境の整備  
⇒e-口座振替導入、コンビニ納付利用拡大 等

・納税催告センターの活用  
・電話催告 ・臨戸訪問  
・全庁支援、部内支援

・休日納税相談  
・臨戸訪問【再掲】  
・文書催告  
⇒カー催告の強化 等  
・資格証明書、短期被保険者証の交付

・滞納処分の強化  
⇒換価の早期実施、搜索・公売の実施 等  
・特別収納対策室との連携

・二重資格者の解消  
⇒ねんきんネットを活用した資格調査 等

・ジェネリック医薬品の普及促進  
⇒差額通知の送付（対象者の拡大） 等  
・医療費通知の充実  
・レセプト点検の推進  
⇒療養費の内容点検強化 等  
・適正受診の推進  
⇒重複・多受診者への保健指導の実施 等

・特定健康診査・保健指導の推進  
⇒健診サポート事業、健診予約システムの構築、健診PR応援事業、実施機関の拡充、各種機会を活用した保健指導の実施 等  
・人間ドック・脳ドックの推進

・健康づくり支援事業の推進  
⇒「健康づくり講演会」の開催、職域保健との連携事業の実施、各種健康づくり関連事業（全庁的な取組） 等  
・ヘルスプランうつのみや事業の推進  
⇒生活習慣病（糖尿病）の重症化予防（HbA1c検査の必須化等）、重複・多受診者への保健指導、各種生活習慣病予防関連事業（全庁的な取組） 等

・事務の効率化

## 7 計画の推進

### (1) 推進体制

- 国民健康保険運営協議会に報告し、計画の推進を図る。

### (2) 進行管理

- PDCAサイクルに基づく進行管理を行う。
- 国民健康保険運営協議会において進捗の評価を行い、必要に応じ適宜計画を見直す。

最終目標

収支均衡による独立経営

## 4-①. 保険者努力支援制度について（市町村分（i）全体像）

### I. 考え方について

【評価指標の考え方について】

○ 保険者共通の指標である、特定健診受診率や糖尿病等の重症化予防などの医療費適正化に資する取組の実施状況については、新たに取組の達成度や充実度を評価する指標を追加・変更。国固有の指標である、データヘルス計画の実施状況や第三者求償などの健全な事業運営に資する取組の実施状況については、取組段階の引上げを促す新たな指標を追加変更。

○ **特別調整交付金の経営努力分**で評価を行っている「**適正かつ健全な事業運営の実施状況**」のうち、**主要な項目について、新たに市町村分の保険者努力支援制度の評価項目に加える。**

【評価指標ごとの加点の考え方について】

○ 各評価指標ごとに医療費適正化効果、取組の困難さ及び基礎的な体制構築等を総合的に考慮し、25～100点を配点する。

【予算規模について】

○ 300億円程度 ※特調より200億円程度を追加

### II. 評価指標について

保険者共通の指標	国固有の指標
<p>指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率</p> <p>○ 特定健診受診率・特定保健指導受診率</p> <p>○ メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率</p>	<p>指標① 収納率向上に関する取組の実施状況</p> <p>○ 保険料（税）収納率 ※過年度分を含む</p>
<p>指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況</p> <p>○ がん検診受診率</p> <p>○ 歯科疾患（病）検診実施状況</p>	<p>指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況</p> <p>○ データヘルス計画の実施状況</p>
<p>指標③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況</p> <p>○ 重症化予防の取組の実施状況</p>	<p>指標③ 給付の適正化に関する取組の実施状況</p> <p>○ 医療費通知の取組の実施状況</p>
<p>指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況</p> <p>○ 個人へのインセンティブの提供の実施</p> <p>○ 個人への分かりやすい情報提供の実施</p>	<p>指標④ 地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況</p> <p>○ 国保の視点からの地域包括ケア推進の取組</p>
<p>指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況</p> <p>○ 重複服薬者に対する取組</p>	<p>指標⑤ 第三者求償の取組の実施状況</p> <p>○ 第三者求償の取組状況</p>
<p>指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況</p> <p>○ 後発医薬品の促進の取組</p> <p>○ 後発医薬品の使用割合</p>	<p>指標⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況</p> <p>○ 適切かつ健全な事業運営の実施状況</p>

34



## 4-1-1. 保険者努力支援制度について（市町村分(ii)配点)

○配点について

加 点	項 目
100点	重症化予防の取組、収納率向上 ※本来「後発医薬品の使用割合」はこの配点であるが、使用割合の把握方法が不十分なため暫定的に低い点数とする。
70点	個人へのインセンティブ提供
50点	特定健診受診率、特定保健指導実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率、適正かつ健全な事業運営の実施状況
40点	後発医薬品の使用割合、データヘルス計画の取組、第三者求償の取組
35点	重複服薬者に対する取組、後発医薬品の促進の取組
30点	がん検診受診率
25点	歯周疾患（病）健診、個人への分かりやすい情報提供、医療費通知の取組、地域包括ケアの推進

○交付イメージ

保険者	体制構築 加 点
札幌市	60点
1,716保険者	・
・	・
与那国町	60点

②指標B	
①指標A	
	加 点
札幌市	+Y
・	・
・	・
与那国町	+6

保険者	得 点
札幌市	○点
・	・
・	・
与那国町	●点

被 保 険 者 数  
×

保険者	総得点
札幌市	△△点
・	・
・	・
与那国町	▲▲点

総得点に応じて500億円程度を按分

保険者	交付金額
札幌市	□億円
・	・
・	・
与那国町	■億円
合計	500億円

# 栃木県国民健康保険運営方針の概要について

## 1 基本的事項

- 1 策定の趣旨  
平成30年度から県と市町が一体となって国保事業を実施することに伴い、安定的な財政運営並びに市町の国保事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るための統一的な方針として定める。
- 2 根拠規定 医療保険制度改革関連法附則第7条  
改正国民健康保険法第82条の2
- 3 対象期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日の3年間

## 県と市町の役割分担

【県の役割】	【市町の役割】
財政運営責任主体としての業務	地域住民（被保険者）向けの業務
・市町村ごとの納付金の決定	・資格管理
・市町村ごとの標準保険料率等の提示	・保険料率の決定、賦課徴収
・保険給付の点検	・保険給付
・事務の標準化、効率化、広域化の促進	・保健事業

## 2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

**【国保医療費等の動向】**

○被保険者数減少、若年層の減少 被保険者数 H21年度 610千人 → H27年度 546千人 64歳以下構成比 H21年度 73% → H27年度 63%	○1人当たり国保医療費の増加 H24年度 280,120円 → H27年度 313,134円（全国43位） （平均増加率 103.8%）	○保険税収納率（H27年度） 栃木県 88.94%（全国46位） （全国 91.45%）
--	--	--

  

**10年後の将来推計**

**【国保医療費の将来見通し】**  
H27年度から10年後の推計値

○被保険者数 H37年度 493千人 (H27年度比 90.3%)	○国保医療費 H37年度 約 2,025億円 (H27年度比 118.0%)
---	--

**【国保財政の今後の見通し】**

- ・H30年度全国に1700億円追加公費が投入される。  
→ 財政収支改善、財政安定化の見込み
- ・1人当たり国保医療費の増加傾向、推計国保医療費総額の上昇  
→ 必要に応じ、公費拡充等により国保財政安定化を図る必要

  

**【財政収支の改善に係る取組】**

- ① 基本的な考え方  
財政収支の均衡を図り、解消・削減すべき赤字（決算補填等目的の法定外一般会計繰入）を段階的に解消することで国保財政の健全化を図る。
- ② 赤字解消・削減の取組  
解消すべき赤字が生じた場合、要因分析の上、赤字解消・削減の計画を策定  
（単年度での赤字解消が困難 → 5年程度の中期的目標等を定める等段階的に削減）
- ③ 保険者努力支援制度等の活用  
・国の保険者努力支援制度等を活用し、医療費適正化等の取組を促進  
・**県独自の保険者努力支援制度により、国の制度では十分に評価されない取組について評価し、インセンティブ付与**
- ④ 栃木県国民健康保険財政安定化基金  
・医療給付費の増加や保険税収納不足等による財源不足に備え、貸付又は交付  
・納付金制度の導入により負担増となる市町への軽減措置にも充当（基金の特例）

県独自の保険者努力支援制度（約20億円規模）  
国の保険者努力支援制度（県交付分）約7.5億  
県の国民健康保険調整交付金（評価分）約12億

## 3 市町における保険料の標準的な算定方法に関する事項

<p><b>○納付金の算定方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納付金算定に当たっては、医療費水準及び所得水準を反映反映に当たっては、国のガイドラインの考え方を踏まえる。</li> <li>・<u>当面、保険料の統一は行わない。</u></li> <li>・<u>納付金制度導入により負担増となる市町への軽減措置を実施</u></li> </ul>	<p><b>○標準保険料率の算定方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町に対し、3種類の標準保険料率を提示</li> <li>①「都道府県標準保険料率」②「市町村標準保険料率」</li> <li>③各市町村の算定基準を基に算定した保険料率</li> <li>※②の標準保険料率は、3方式で算定 所得割（50%）、均等割（35%）、平等割（15%）</li> </ul>
--	---

市町は、納付金及び標準保険料率を参考に、保険料率を算定

## 4 市町における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

- 収納率目標の設定  
保険者の規模別に現年度分の保険税収納率目標を設定
- 収納率向上に向けた取組の推進  
滞納世帯の事情の丁寧な把握に努め、県、市町、国保連合会が連携して収納率向上に取り組む。  
・徴収アドバイザーや徴収指導員等の派遣  
・収納担当職員対象とした研修会や各市町の勉強会

## 5 市町における保険給付の適正な実施に関する事項

- 保険給付の点検、事後調整
- 療養費の支給の適正化
- 第三者求償の取組強化 等

## 6 医療に要する費用の適正化の取組に関する事項

- 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上
- データヘルス計画の策定とPDCAサイクルに基づく効率的・効果的な保健事業の実施に向けた取組
- 糖尿病等生活習慣病重症化予防に向けた取組
- 後発医薬品の使用促進に関する取組
- 適切な受療行動の促進に向けた取組 等

## 7 市町の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

## 8 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

## 9 第3章～第8章に掲げる事項の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項

【歳 出】

※「摘要」欄の主な増減理由については、原則として対前年比を、予算現額との差が大きい場合は対予算比を記載

区 分	予算現額(円)	決算見込額(円)	対予算現額割合	前年度決算額(円)	対前年度決算額割合	摘 要		
総 務 費	712,532,000	661,621,994	92.9%	589,038,459	112.3%	職員給与費, 一般事務費, 徴税费, 運営協議会費等  【対前年比 増の主な理由】30年度国保制度改正に伴う国民健康保険システム開発委託料の皆増 (平成29年度: 98,280,000円 +98,280,000円)		
保 険 給 付 費	34,414,133,000	33,671,923,662	97.8%	34,433,802,650	97.8%	主な保険給付費 ・療養給付費: 医療機関でかかった医療費のうち, 被保険者の自己負担分を除いた分(保険者負担分)を給付(現物給付) ・療養費: 医療機関で一旦全額支払った医療費のうち, 後日申請により被保険者の自己負担を除いた分を支給(償還払) その他 ・出産育児一時金: 被保険者出産時に, 1人あたり42万円を支給 ・葬祭費: 被保険者死亡時に, 1人あたり5万円を支給 など 【対前年比 減の主な理由】国保被保険者数の減少(平成29年度: 119,701人 △6,420人)		
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	6,813,050,000	6,813,043,243	100.0%	6,889,378,872	98.9%	国保被保険者数に応じた後期高齢者医療制度への支援金 【対前年比 減の主な理由】国保被保険者数の減少(平成29年度: 119,701人 △6,420人)		
介 護 納 付 金	2,591,508,000	2,591,507,284	100.0%	2,661,418,454	97.4%	40歳~64歳の国保被保険者数に応じた介護保険制度への納付金 【対前年比 減の主な理由】第2号介護被保険者数の減(平成29年度: 44,007人 △2,163人)		
共 同 事 業 拠 出 金	12,795,666,000	12,795,664,863	100.0%	13,260,253,353	96.5%	高額な医療費の発生に備えて, 県内市町で実施している再保険制度への拠出金 ・高額医療費共同事業拠出金: レセプト1件80万円を超える医療費を対象 ・保険財政共同安定化事業拠出金: 1件1円以上80万円以下の医療費を対象 【対前年比 減の主な理由】対象医療費の減		
保 健 事 業 費	305,406,000	265,143,385	86.8%	282,626,961	93.8%	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査等事業費 <span style="float: right;">215,715,699 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">個別健診 <span style="float: right;">受診者数 10,409人</span></li> <li style="padding-left: 20px;">集団健診 <span style="float: right;">" 15,307人</span></li> <li style="padding-left: 40px;">計 <span style="float: right;">25,716人</span></li> <li>・健康指導費 <span style="float: right;">17,433,062 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">医療費通知送付(年2回) <span style="float: right;">127,096件</span></li> <li style="padding-left: 20px;">後発医薬品差額通知送付(年3回) <span style="float: right;">24,402件</span></li> <li style="padding-left: 20px;">保健指導嘱託員報酬(2人)</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり啓発活動費 <span style="float: right;">24,624 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">パンフレット作成等</li> <li>・人間ドック・脳ドック健診料金補助金 <span style="float: right;">31,970,000 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">人間ドック補助 <span style="float: right;">2,944件</span></li> <li style="padding-left: 20px;">脳ドック補助 <span style="float: right;">253件</span></li> <li style="padding-left: 40px;">計 <span style="float: right;">3,197件</span></li> </ul> </td> </tr> </table> 【対予算比 減の主な理由】特定健康診査等事業費における受診者数が見込みを下回ったことによる減 (見込: 28,120人 ⇒ 実績: 25,716人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査等事業費 <span style="float: right;">215,715,699 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">個別健診 <span style="float: right;">受診者数 10,409人</span></li> <li style="padding-left: 20px;">集団健診 <span style="float: right;">" 15,307人</span></li> <li style="padding-left: 40px;">計 <span style="float: right;">25,716人</span></li> <li>・健康指導費 <span style="float: right;">17,433,062 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">医療費通知送付(年2回) <span style="float: right;">127,096件</span></li> <li style="padding-left: 20px;">後発医薬品差額通知送付(年3回) <span style="float: right;">24,402件</span></li> <li style="padding-left: 20px;">保健指導嘱託員報酬(2人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり啓発活動費 <span style="float: right;">24,624 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">パンフレット作成等</li> <li>・人間ドック・脳ドック健診料金補助金 <span style="float: right;">31,970,000 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">人間ドック補助 <span style="float: right;">2,944件</span></li> <li style="padding-left: 20px;">脳ドック補助 <span style="float: right;">253件</span></li> <li style="padding-left: 40px;">計 <span style="float: right;">3,197件</span></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査等事業費 <span style="float: right;">215,715,699 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">個別健診 <span style="float: right;">受診者数 10,409人</span></li> <li style="padding-left: 20px;">集団健診 <span style="float: right;">" 15,307人</span></li> <li style="padding-left: 40px;">計 <span style="float: right;">25,716人</span></li> <li>・健康指導費 <span style="float: right;">17,433,062 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">医療費通知送付(年2回) <span style="float: right;">127,096件</span></li> <li style="padding-left: 20px;">後発医薬品差額通知送付(年3回) <span style="float: right;">24,402件</span></li> <li style="padding-left: 20px;">保健指導嘱託員報酬(2人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり啓発活動費 <span style="float: right;">24,624 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">パンフレット作成等</li> <li>・人間ドック・脳ドック健診料金補助金 <span style="float: right;">31,970,000 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">人間ドック補助 <span style="float: right;">2,944件</span></li> <li style="padding-left: 20px;">脳ドック補助 <span style="float: right;">253件</span></li> <li style="padding-left: 40px;">計 <span style="float: right;">3,197件</span></li> </ul>							
そ の 他 支 出 金	288,712,000	282,357,419	97.8%	260,973,272	108.2%	過誤納返還金, 国庫補助返還金等		
計	57,921,007,000	57,081,261,850	98.6%	58,377,492,021	97.8%			

【歳入】

区分	予算現額(円)	決算見込額(円)	対予算現額割合	前年度決算額(円)	対前年度決算額割合	摘要																																								
						調定額(円)	収入済額(円)	収納率(%)	前年度収納率(%)	前年度収納率との差																																				
国民健康保険税	11,230,449,000	11,163,739,332	99.4%	11,726,187,256	95.2%																																									
						【対前年比 減の主な理由】国保被保険者数の減による、税金の減 (平成29年度：119,701人 △6,120人)																																								
国・県支出金	14,637,795,000	14,945,141,569	102.1%	14,984,927,758	99.7%	主な国・県支出金 ・療養給付費等負担金(国)：一般被保険者医療給付費等の32%相当額 ・財政調整交付金(国)：一般被保険者医療給付費等の9%相当額 ・財政調整交付金(県)：一般被保険者医療給付費等の9%相当額 ・高額医療費共同事業負担金(国, 県)：高額医療費共同事業拠出金の1/4 【対前年比 減の主な理由】高額医療費共同事業拠出金の減に伴う、高額医療費共同事業負担金(国, 県)の減																																								
療養給付費等交付金	793,364,000	708,404,177	89.3%	1,517,643,591	46.7%	退職被保険者の保険給付費等から、退職被保険者の税金額を控除した額が社会保険診療報酬支払基金から交付 【対前年比 減の主な理由】退職被保険者数の減に伴う保険給付費等の減 (平成29年度：1,794人 △1,685人)																																								
前期高齢者交付金	13,644,941,000	13,644,941,049	100.0%	12,675,559,431	107.6%	前期高齢者(65歳～74歳)の各保険者間の偏在による負担の不均衡を調整するため、社会保険診療報酬支払基金から交付 【対前年比 増の主な理由】前期高齢者一人あたりの給付額の増 (平成29年度：412,929円 +18,225円)																																								
共同事業交付金	12,395,495,000	12,637,662,097	102.0%	12,843,990,652	98.4%	高額な医療費の発生に備えて、県内市町で実施している再保険制度からの交付金 ・高額医療費共同事業交付金：レセプト1件80万円を超える医療費を対象 ・保険財政共同安定化事業交付金：1件1円以上80万円以下の医療費を対象 【対前年比 減の主な理由】対象医療費の減																																								
一般会計繰入金	5,069,228,000	4,600,678,251	90.8%	4,514,615,292	101.9%																																									
基盤安定繰入金	2,663,496,000	2,663,496,251	100.0%	2,499,411,292	106.6%	一般被保険者に係る保険税軽減に対する補填(県3/4, 市1/4) + 保険者支援分(国1/2, 県1/4, 市1/4) 【対前年比 増の主な理由】保険税軽減被保険者(7割, 5割, 2割軽減)数の増 (平成29年度：59,645人 +3,366人)																																								
その他一般会計繰入金	2,405,732,000	1,937,182,000	80.5%	2,015,204,000	96.1%	法定の繰入及び法定外の繰入 【対予算比 減の主な理由】財政調整交付金(国)のうち、特別調整交付金経営努力分の増(+422,038,000円)により交付額が見込みを上回ったことなどによる、法定外の繰入の減																																								
						<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">その他一般会計繰入金内訳</th> <th>予算現額(円)</th> <th>決算見込額(円)</th> <th>対予算増減率(%)</th> <th>前年度決算額(円)</th> <th>対前年度決算増減率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の繰入</td> <td>職員給与費, その他一般事務費等</td> <td>990,750,000</td> <td>915,853,000</td> <td>△ 7.6</td> <td>975,742,000</td> <td>△ 6.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療費の現物給付実施による国庫補助減額分等</td> <td>567,976,000</td> <td>597,132,000</td> <td>5.1</td> <td>528,841,000</td> <td>12.9</td> </tr> <tr> <td>法定外の繰入</td> <td>平成22年度からの新たな基準による繰入(特定健康診査・特定保健指導, 失業者の保険税軽減, 無所得者支援分等)</td> <td>847,006,000</td> <td>424,197,000</td> <td>△ 49.9</td> <td>510,621,000</td> <td>△ 16.9</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>2,405,732,000</td> <td>1,937,182,000</td> <td>△ 19.5</td> <td>2,015,204,000</td> <td>△ 3.9</td> </tr> </tbody> </table>						その他一般会計繰入金内訳		予算現額(円)	決算見込額(円)	対予算増減率(%)	前年度決算額(円)	対前年度決算増減率(%)	法定の繰入	職員給与費, その他一般事務費等	990,750,000	915,853,000	△ 7.6	975,742,000	△ 6.1		医療費の現物給付実施による国庫補助減額分等	567,976,000	597,132,000	5.1	528,841,000	12.9	法定外の繰入	平成22年度からの新たな基準による繰入(特定健康診査・特定保健指導, 失業者の保険税軽減, 無所得者支援分等)	847,006,000	424,197,000	△ 49.9	510,621,000	△ 16.9	合計		2,405,732,000	1,937,182,000	△ 19.5	2,015,204,000	△ 3.9
その他一般会計繰入金内訳		予算現額(円)	決算見込額(円)	対予算増減率(%)	前年度決算額(円)	対前年度決算増減率(%)																																								
法定の繰入	職員給与費, その他一般事務費等	990,750,000	915,853,000	△ 7.6	975,742,000	△ 6.1																																								
	医療費の現物給付実施による国庫補助減額分等	567,976,000	597,132,000	5.1	528,841,000	12.9																																								
法定外の繰入	平成22年度からの新たな基準による繰入(特定健康診査・特定保健指導, 失業者の保険税軽減, 無所得者支援分等)	847,006,000	424,197,000	△ 49.9	510,621,000	△ 16.9																																								
合計		2,405,732,000	1,937,182,000	△ 19.5	2,015,204,000	△ 3.9																																								
基金繰入金	9,328,000	9,328,000	100.0%	0	皆増	国民健康保険給付基金からの繰入(取崩) 【対前年比 増の主な理由】過年度保険税還付金が見込みを上回ったことにより、保険給付費の財源不足が生じたため、取崩を行ったことに伴う皆増																																								
その他諸収入	140,407,000	123,652,833	88.1%	127,242,407	97.2%	・財産収入：基金利子等 ・諸収入：延滞金, 徴収金収入等 ・繰越金：前年度決算繰越金																																								
計	57,921,007,000	57,833,547,308	99.8%	58,390,166,387	99.0%																																									

	決算見込額		前年度決算額		
歳入額…①	57,833,547,308	円	58,390,166,387	円	
歳出額…②	57,081,261,850	円	58,377,492,021	円	
差引額…③	752,285,458	円	12,674,366	円	
(=①-②)					
給付基金へ決算積立…④	0	円	12,000,000	円	【参考】給付基金現在高 409,340,587 円
次年度へ繰越…⑤	752,285,458	円	674,366	円	(29年度末現在)

「国保アクションプラン29の主な取組実績と国保アクションプラン30の主な取組について」

1 保険税収納率の向上

施策	平成29年度の主な取組と実績	平成29年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成30年度の主な取組														
<p>(1)口座振替の加入促進◎</p> <p>収納率の向上を図るため、金融機関等の窓口での自主納付に比べて収納率の高い口座振替による納付を促進する。</p>	<p>◆新規加入件数（※各年度3月末時点）【目標】2,700件（36.0%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> <th>口座振替加入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年度</td> <td>2,168件</td> <td>35.6%</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>2,183件</td> <td>35.2%</td> </tr> </tbody> </table>		実績	口座振替加入率	29年度	2,168件	35.6%	28年度	2,183件	35.2%	<p>・各種取組を実施し、口座振替加入勧奨を促進したことにより、口座振替加入率は上昇しており、収納率は着実に向上している。</p> <p>⇒引き続き、目標達成に向け、各種口座振替の加入促進策に継続的に取り組んでいく。</p>	<p>【目標】新規加入件数：2,700件</p> <p>※口座振替加入率36%を目標とした新規加入件数</p>					
		実績	口座振替加入率														
	29年度	2,168件	35.6%														
28年度	2,183件	35.2%															
<p>①国保加入手続き時の窓口等における勧奨の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本庁窓口等での国保加入手続きや納税相談時に各種勧奨を実施（口座振替申込書の交付、ペイジー口座振替受付サービス（*）の活用等）</li> <li>キャンペーン期間中、市庁舎において、口座振替申込加入勧奨の庁内放送を実施</li> <li>広報紙やホームページ（動画案内等）、オリオンスクエア大型スクリーンでの口座振替の周知啓発</li> <li>金融機関や関係課と連携したPR（口座振替勧奨チラシの配布等）の実施</li> </ul>	<p>・各種取組により口座振替の周知が図られ、口座振替加入が促進された。</p> <p>⇒引き続き、窓口勧奨や周知化啓発等、各種取組を推進していく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>* ペイジー口座振替受付サービス</b> キャッシュカードを携帯端末に通すだけで、簡単に口座振替の申込みができるサービス（通帳や通帳印不要）</p> </div>	<p>①国保加入手続き時の窓口等における勧奨の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本庁窓口等での国保加入手続きや納税相談時に各種勧奨を実施</li> <li>キャンペーン期間中、市庁舎において、口座振替申込加入勧奨の庁内放送を実施</li> <li>広報紙やホームページ（動画案内等）、オリオンスクエア大型スクリーンでの口座振替の周知啓発</li> <li>金融機関や関係課と連携したPR（口座振替勧奨チラシの配布等）の実施</li> </ul>															
<p>②口座振替加入キャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規加入者に宇都宮の特産品等を抽選で贈呈（キャンペーン期間：4～10月）</li> <li>庁内放送等による早期周知</li> </ul> <p>◆キャンペーン期間中（4～10月）の新規加入件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>新規加入者のうち左記期間中の新規加入割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年度</td> <td>1,615件</td> <td>74.5%</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>1,645件</td> <td>75.4%</td> </tr> </tbody> </table>		件数	新規加入者のうち左記期間中の新規加入割合	29年度	1,615件	74.5%	28年度	1,645件	75.4%	<p>・キャンペーン期間の新規加入件数は前年比で30件減となったものの、被保険者が減少する中、前年度とほぼ同様の割合を確保していることから、キャンペーンの効果はあった。</p> <p>⇒<u>キャンペーンの周知については、これまで本庁のみで実施していたが、より広く周知する必要があることから、新規登録の多い地区市民センターや出張所においても告知を実施していく。</u></p>	<p>②口座振替加入キャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規加入者に宇都宮の特産品等を抽選で贈呈（キャンペーン期間：4～9月）</li> <li>庁内放送等による早期周知</li> <li><u>地区市民センター及び出張所において口座振替勧奨及びキャンペーン告知のためのポケットティッシュの配布【拡大】</u></li> </ul>						
	件数	新規加入者のうち左記期間中の新規加入割合															
29年度	1,615件	74.5%															
28年度	1,645件	75.4%															
<p>③口座振替申込書等の送付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>納税通知書、更正通知書への同申込書・通知の同封</li> <li>納税催告センター文書催告時における口座振替申込書及び口座振替勧奨通知の同封</li> <li>キャンペーンを活用した勧奨の実施</li> <li>新規加入者への口座振替申込勧奨ダイレクトメールの送付</li> </ul> <p>◆申込書送付件数（※各年度3月末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>送付数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年度</td> <td>71,320通</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>82,944通</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆ダイレクトメール送付件数（※各年度3月末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>送付数</th> <th>ダイレクトメールによる申込数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年度</td> <td>935件</td> <td>31件（3.6%）</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>2,130件</td> <td>66件（3.1%）</td> </tr> </tbody> </table>		送付数	29年度	71,320通	28年度	82,944通		送付数	ダイレクトメールによる申込数	29年度	935件	31件（3.6%）	28年度	2,130件	66件（3.1%）	<p>・口座振替未加入者に対し、各種通知書等へ口座振替申込書・勧奨通知を同封するなど、効果的・効率的に勧奨することができた。</p> <p>⇒引き続き、<u>口座振替未加入者を対象とした納税通知書等への同封を実施していく。</u></p> <p>・新規加入者への口座振替申込勧奨の促進としてダイレクトメールを送付したことにより、口座振替新規加入者の獲得につながった。</p> <p>⇒引き続き、<u>口座振替勧奨ダイレクトメールの送付を実施していく。</u></p>	<p>③口座振替申込書等の送付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>納税通知書、更正通知書への同申込書・通知の同封</li> <li>納税催告センター文書催告時における口座振替申込書及び口座振替勧奨通知の同封</li> <li>キャンペーンを活用した勧奨の実施</li> <li>新規加入者への口座振替申込勧奨ダイレクトメールの送付</li> </ul>
	送付数																
29年度	71,320通																
28年度	82,944通																
	送付数	ダイレクトメールによる申込数															
29年度	935件	31件（3.6%）															
28年度	2,130件	66件（3.1%）															

施 策	平成 29 年度の主な取組と実績	平成 29 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 30 年度の主な取組																											
<p>(2)納税環境の整備◎</p> <p>多様化する市民ニーズやライフスタイルに対応するため、コンビニ納付やICT（情報通信技術）を活用した納付方法の多様化を図る。</p>	<p>○電子納付などによる納税環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間納付が可能なペイジー納付（*）及びコンビニ納付の実施</li> <li>・利用促進に向けた周知広報の実施（市税と一体的に広報紙やホームページ掲載、チラシ配布等）</li> </ul> <p>◆納期内納付件数（※各年度2月末（8期納期限）現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ペイジー</th> <th>コンビニ</th> <th>金融機関等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年度</td> <td>23,350件 (6.32%)</td> <td>93,944件 (25.44%)</td> <td>252,008件 (68.24%)</td> <td>369,302件 (100%)</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>23,254件 (6.09%)</td> <td>93,381件 (24.45%)</td> <td>265,340件 (69.46%)</td> <td>381,975件 (100%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆納期内納付率（※各年度2月末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>調定額</th> <th>収入額</th> <th>納期内納付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年度</td> <td>11,023,491,000円</td> <td>7,957,533,230円</td> <td>72.2%</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>11,802,236,200円</td> <td>8,431,558,768円</td> <td>71.4%</td> </tr> </tbody> </table>		ペイジー	コンビニ	金融機関等	計	29年度	23,350件 (6.32%)	93,944件 (25.44%)	252,008件 (68.24%)	369,302件 (100%)	28年度	23,254件 (6.09%)	93,381件 (24.45%)	265,340件 (69.46%)	381,975件 (100%)		調定額	収入額	納期内納付率	29年度	11,023,491,000円	7,957,533,230円	72.2%	28年度	11,802,236,200円	8,431,558,768円	71.4%	<p>・多様化する納税者のライフスタイルに対応するため導入したペイジー納付及びコンビニ納付は、24時間いつでも利用できることから、利用件数が増加し、納期内納付率が前年度より向上した。</p> <p>⇒引き続き、納税者への周知広報を実施し、ペイジー納付及びコンビニ納付の利用を促進していく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>* ペイジー納付 パソコン、携帯電話から24時間納税が可能で、ATMでの納税もできるサービス</p> </div>	<p>○電子納付などによる納税環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間納付が可能なペイジー納付（*）及びコンビニ納付の実施</li> <li>・利用促進に向けた周知広報の実施（市税と一体的に広報紙やホームページ掲載、チラシ配布等）</li> </ul>
	ペイジー	コンビニ	金融機関等	計																										
29年度	23,350件 (6.32%)	93,944件 (25.44%)	252,008件 (68.24%)	369,302件 (100%)																										
28年度	23,254件 (6.09%)	93,381件 (24.45%)	265,340件 (69.46%)	381,975件 (100%)																										
	調定額	収入額	納期内納付率																											
29年度	11,023,491,000円	7,957,533,230円	72.2%																											
28年度	11,802,236,200円	8,431,558,768円	71.4%																											
<p>(3)納税催告センター（*）の活用</p> <p>現年度分の滞納者を対象に夜間・休日を含めた電話催告や、電話催告不在者への文書催告を行い、滞納初期段階で対処することで滞納の累積化を防止する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>* 納税催告センター 初期段階の現年度滞納者に対する電話催告や文書催告を、市税等と一体となって効率的かつ早期に実施することを目的とし、平成21年度に設置</p> </div>	<p>○電話催告（納税催告センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現年度滞納者に対する催告実施し、不在だった場合には1週間後に再架電（催告）を実施</li> <li>・夜間帯や休日の催告実施 ⇒平日電話催告（12時～20時） ⇒休日電話催告（9時～17時、3回）</li> </ul> <p>◆電話催告件数（※各年度3月末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>架電件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年度</td> <td>6,715件</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>10,697件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○文書催告（納税催告センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話催告の不在者及び電話番号不明者に対する文書催告</li> </ul> <p>◆文書催告件数（※各年度3月末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年度</td> <td>10,062件</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>14,422件</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆納付勧奨後納付件数（※各年度10月末までに催告したものを3月末時点で確認）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績（電話・文書）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年度</td> <td>4,931件</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>7,505件</td> </tr> </tbody> </table>		架電件数	29年度	6,715件	28年度	10,697件		実績	29年度	10,062件	28年度	14,422件		実績（電話・文書）	29年度	4,931件	28年度	7,505件	<p>・連絡先が不明等で架電できない対象者が増加したことにより、架電件数は減少した。</p> <p>⇒保険年金課において窓口や電話で対応した際には、引き続き、可能な限り電話番号の聞き取りを行っていく。</p> <p>⇒電話催告で連絡がとれなかった者には、<u>催告書を発送しているが、その後納付が無かった者については、再度電話による催告を実施していく。</u></p> <p>・現年度催告の発送月に納税催告センターの文書催告を停止させた（二重催告の防止のため）ことにより、文書催告件数は減少した。</p> <p>・電話が繋がらない滞納者に対し、早期に文書による催告を行うことで、現年度の収納率向上及び滞納の累積防止につながった。</p> <p>⇒引き続き、架電対応できなかった不在者や電話番号不明者などに対する文書催告を実施していく。</p>	<p>○電話催告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現年度滞納者に対する催告実施し、不在だった場合には1週間後に再架電（催告）を実施</li> <li>・夜間帯や休日の催告実施 ⇒平日電話催告（12時～20時） ⇒休日電話催告（9時～17時、月3回）</li> <li>・<u>文書催告後の再架電を実施【新規】</u></li> </ul> <p>○文書催告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話催告不在者、電話番号不明者などに対する文書催告の実施</li> </ul>									
	架電件数																													
29年度	6,715件																													
28年度	10,697件																													
	実績																													
29年度	10,062件																													
28年度	14,422件																													
	実績（電話・文書）																													
29年度	4,931件																													
28年度	7,505件																													

施策	平成 29 年度の主な取組と実績	平成 29 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 30 年度の主な取組																					
<p>(4)臨戸訪問</p> <p>電話催告や文書催告などで接触の図れない滞納者に対し職員が訪問し、徴収や納税指導、生活実態調査、財産調査を実施する。</p>	<p>○臨戸訪問の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高額滞納者や対応困難な滞納者に対する訪問納税指導、生活実態調査（財産調査）の実施</li> <li>金融機関への預金調査などに併せた効果的・効率的な臨戸訪問の実施</li> <li>部内支援を得て、初期段階の滞納者に対して、休日に臨戸訪問を実施（12月：28名、2月：26名が従事（保健福祉部6課2所））</li> <li>休日臨戸訪問（年4回）</li> <li>休日臨戸訪問等と合わせた休日納税相談（年7回）</li> </ul> <p>◆訪問件数（※各年度3月末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>訪問件数</th> <th>徴収または納付約束件数</th> <th>窓口相談件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年度</td> <td>764件</td> <td>55件</td> <td>397件</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>664件</td> <td>67件</td> <td>301件</td> </tr> </tbody> </table>		訪問件数	徴収または納付約束件数	窓口相談件数	29年度	764件	55件	397件	28年度	664件	67件	301件	<p>・現年度収納率の向上を図るため、臨戸件数を増やすとともに、休日納税相談窓口開設の周知を強化したことから、休日臨戸訪問件数及び休日窓口相談件数が増加した。</p> <p>⇒引き続き、効果的・効率的な臨戸訪問や休日臨戸訪問、休日納税相談窓口開設等を実施していく。</p>	<p>○臨戸訪問の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高額滞納者や対応困難な滞納者に対する訪問納税指導、生活実態調査（財産調査）の実施</li> <li>金融機関への預金調査などに併せた効果的・効率的な臨戸訪問の実施</li> <li>部内支援による休日臨戸訪問を実施（2月）</li> <li>休日臨戸訪問（年4回）</li> <li>休日臨戸訪問等と合わせた休日納税相談（年7回）</li> </ul>									
	訪問件数	徴収または納付約束件数	窓口相談件数																					
29年度	764件	55件	397件																					
28年度	664件	67件	301件																					
<p>(5)文書催告◎</p> <p>督促や催告センターの催告を受けても納付のない者に対してカラー催告を送付する。</p>	<p>○カラー催告（*）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現年度及び過年度分の滞納者への催告を実施</li> <li>休日納税相談日に併せて、現年度及び過年度分の催告書への短冊形呼出状（*）を同封（平成28年度から実施）</li> </ul> <p>◆カラー催告件数（※各年度3月末時点）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発送件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年度</td> <td>9,009件</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>8,486件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○現年度・過年度催告件数（※各年度3月末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現年度催告</th> <th>過年度催告</th> <th>計</th> <th>うち短冊同封</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年度</td> <td>12,788件</td> <td>21,503件</td> <td>34,291件</td> <td>34,291件</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>15,446件</td> <td>16,633件</td> <td>32,079件</td> <td>32,079件</td> </tr> </tbody> </table>		発送件数	29年度	9,009件	28年度	8,486件		現年度催告	過年度催告	計	うち短冊同封	29年度	12,788件	21,503件	34,291件	34,291件	28年度	15,446件	16,633件	32,079件	32,079件	<p>・過年度からの滞納者と併せて現年度のみ滞納者に対してもカラー催告を強化した結果、現年度収納率が向上した。</p> <p>・現年度及び過年度分催告書に短冊形の呼出状を同封し、滞納者への注意喚起を促したことにより、休日納税相談の窓口件数が増加した。</p> <p>⇒より効果的に催告を実施するため、回数、スケジュール等の発送方法を見直していく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>* カラー催告 滞納の状況に応じて、段階的に文面を強化し、色を変えた文書〔催告書（青）、差押警告（黄）、差押予告（赤）〕</p> <p>* 短冊形呼出状 目を引くような催告内容を色紙（封筒より一回り小さいサイズ）に印刷したもの</p> </div>	<p>○カラー催告の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現年度及び過年度分の滞納者への催告を実施</li> <li>現年度及び過年度分の催告書への短冊形の呼出状の同封</li> <li>現年度及び過年度分催告書の同時発送の実施（現年度、過年度分を交互に発送していたが、2月については過年度分の回数を増やし同時発送）</li> </ul> <p>【拡大】</p>
	発送件数																							
29年度	9,009件																							
28年度	8,486件																							
	現年度催告	過年度催告	計	うち短冊同封																				
29年度	12,788件	21,503件	34,291件	34,291件																				
28年度	15,446件	16,633件	32,079件	32,079件																				
<p>(6)滞納処分の強化◎</p> <p>督促・催告を受けても反応のない者に対し、預貯金等の財産調査を実施するなど生活状況を考慮した上で差押を実施する。</p>	<p>○差押の執行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>納付資力があるにもかかわらず、納付や相談のない長期・高額滞納者に対する差押の執行と換価の早期実施</li> <li>現年度のみ滞納者に対する差押の早期着手</li> </ul> <p>◆差押件数・収納額（※各年度3月末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数 （うち債権）</th> <th>収納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年度</td> <td>536件 (535件)</td> <td>72,672千円</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>479件 (474件)</td> <td>66,807千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※債権：預貯金、生命保険、給与等</p>		件数 （うち債権）	収納額	29年度	536件 (535件)	72,672千円	28年度	479件 (474件)	66,807千円	<p>・長期・高額滞納者について、換価性の高い債権等の財産調査を徹底し、生活状況や納付資力を的確に見極めた上で差押を強化した結果、差押件数は昨年度を上回った。</p> <p>⇒引き続き、長期・高額滞納者への換価性の高い債権を中心とした差押の執行や現年度のみ滞納者に対する差押の早期化に取り組むとともに、必要に応じ特別収納対策室と連携した滞納者宅の搜索を実施していく。</p>	<p>○差押の執行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>納付資力があるにもかかわらず、納付や相談のない長期・高額滞納者に対する差押の執行と換価の早期実施</li> <li>現年度のみ滞納者に対する差押の早期着手</li> </ul>												
	件数 （うち債権）	収納額																						
29年度	536件 (535件)	72,672千円																						
28年度	479件 (474件)	66,807千円																						

施 策	平成 29 年度の主な取組と実績	平成 29 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 30 年度の主な取組															
<p>(7)特別収納対策室との連携</p> <p>市税等と一体的に効果的な滞納処分を行うため特別収納対策室（*）との連携を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>* 特別収納対策室</b> 長期・高額滞納者に対する滞納処分を、市税等と一体的に行うことを目的とし、平成 22 年度に設置</p> </div>	<p>○特別収納対策室と連携した滞納処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市税等と一体化した差押</li> <li>長期・高額滞納者で、換価価値のある財産が不明な場合等には協同して検索を実施</li> </ul> <p>◆特別収納対策室への移管状況（※各年度 3 月末現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">移管 件数</th> <th style="width: 15%;">昨年までに 差押済</th> <th style="width: 15%;">差押件数 (うち債権)</th> <th style="width: 15%;">収納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29 年度</td> <td>368 件</td> <td>147 件</td> <td>49 件 (45 件)</td> <td>40,361 千円</td> </tr> <tr> <td>28 年度</td> <td>409 件</td> <td>181 件</td> <td>34 件 (31 件)</td> <td>33,694 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※移管基準：1 年以上納付・相談がなく、50 万円以上滞納</p>		移管 件数	昨年までに 差押済	差押件数 (うち債権)	収納額	29 年度	368 件	147 件	49 件 (45 件)	40,361 千円	28 年度	409 件	181 件	34 件 (31 件)	33,694 千円	<p>・市税等と一体化した財産調査の徹底や情報連携を密にし、滞納処分を強化した結果、差押件数は昨年度を上回った。 ⇒引き続き、特別収納対策室と連携・協同し、滞納整理を推進していく。</p>	<p>○特別収納対策室と連携した滞納処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市税等と一体化した差押の実施</li> <li>長期・高額滞納者で、換価価値のある財産が不明な場合等には協同して検索を実施</li> </ul>
	移管 件数	昨年までに 差押済	差押件数 (うち債権)	収納額														
29 年度	368 件	147 件	49 件 (45 件)	40,361 千円														
28 年度	409 件	181 件	34 件 (31 件)	33,694 千円														
<p>(8)資格の適正化 (二重資格の解消)</p> <p>社保と国保に二重に加入していると疑われる被保険者に対して国保脱退勧奨通知を送付するとともに、年金機構の「ねんきんネット（*）」情報を活用し、国保資格の喪失処理を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>* ねんきんネット</b> 年金被保険者の加入状況等の情報を管理する日本年金機構のオンラインシステム</p> </div>	<p>○二重資格の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ねんきんネット」の情報を活用し、社会保険加入の可能性のある者に対して、国保脱退届出の勧奨通知を送付</li> </ul> <p>◆勧奨通知件数（※各年度 3 月末現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 90%;">実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29 年度</td> <td>277 件</td> </tr> <tr> <td>28 年度</td> <td>260 件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>国保脱退届出勧奨通知の送付者について、届出のあった者の国保資格喪失を実施するとともに、届出がない場合も「ねんきんネット」の情報に基づき、職権による国保資格喪失を実施（平成 25 年 10 月から実施）</li> </ul> <p>◆届出及び職権による国保資格喪失処理件数（※各年度 3 月末現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 90%;">実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29 年度</td> <td>229 件（うち職権によるもの 194 件）</td> </tr> <tr> <td>28 年度</td> <td>242 件（うち職権によるもの 195 件）</td> </tr> </tbody> </table>		実 績	29 年度	277 件	28 年度	260 件		実 績	29 年度	229 件（うち職権によるもの 194 件）	28 年度	242 件（うち職権によるもの 195 件）	<p>・「ねんきんネット」を活用した国保脱退勧奨を行い、職権による国保資格喪失により、二重資格の解消が効果的に図れた。 ⇒引き続き、「ねんきんネット」を活用し、二重資格解消のための届出勧奨と職権処理を実施していく。</p>	<p>○二重資格の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国保脱退届出の勧奨通知を送付</li> <li>届出及び職権による国保資格喪失処理の実施</li> </ul>			
	実 績																	
29 年度	277 件																	
28 年度	260 件																	
	実 績																	
29 年度	229 件（うち職権によるもの 194 件）																	
28 年度	242 件（うち職権によるもの 195 件）																	
<p>(9)資格証明書・短期被保険者証（*）の交付</p> <p>滞納者との接触の機会を確保し、滞納の事情把握や納税相談を実施することにより、状況に応じた交付を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>* 資格証明書</b> 特別な事情等なく、1 年以上保険税を滞納した場合に交付するもの（医療機関窓口で 10 割を負担）</p> <p><b>* 短期被保険者証</b> 1 年以上滞納があるもののうち、定期的な納付がある場合、有効期限の短い被保険者証を交付するもの</p> </div>	<p>○資格証明書・短期被保険者証の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格証明書及び短期被保険者証の適切な交付</li> </ul> <p>◆交付件数（※各年度 10 月 1 日現在（保険証更新時））</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 35%;">資格証明書</th> <th style="width: 35%;">短期被保険者証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29 年度</td> <td>3,186 件 (4.34%)</td> <td>2,695 件 (3.67%)</td> </tr> <tr> <td>28 年度</td> <td>3,055 件 (4.04%)</td> <td>3,235 件 (4.27%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(( ) 内は被保世帯数に対する割合)</p>		資格証明書	短期被保険者証	29 年度	3,186 件 (4.34%)	2,695 件 (3.67%)	28 年度	3,055 件 (4.04%)	3,235 件 (4.27%)	<p>・資格証明書、短期被保険者証の交付については、半年ごとの切替時の 2 ヶ月前から、「国民健康保険納税相談通知書」等を送付するなど、事前の納税相談の機会確保に最大限努めているものの、反応が無く接触が困難であることが多く、資格証明書の交付件数は増加した。 ⇒引き続き、収納率向上や納税者の負担の公平化を図るため、滞納者との接触の機会を確保し、滞納の事情把握や納税相談を実施しながら、適切な交付を行っていく。</p>	<p>○資格証明書・短期被保険者証の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格証明書及び短期被保険者証の適切な交付</li> </ul>						
	資格証明書	短期被保険者証																
29 年度	3,186 件 (4.34%)	2,695 件 (3.67%)																
28 年度	3,055 件 (4.04%)	3,235 件 (4.27%)																



指 標	実 績							
《計画の目標値》 ○現年度収納率		目標	実績		国保経営改革プランでの目標			
	29年度	89.50%	87.28%		30年度	89.50%		
	28年度	88.80%	86.74%					
	27年度	88.00%	86.43%					
【参 考】現年度収納率の推移	(単位：%)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
現年度収納率	83.67	84.37	84.91	85.64	86.05	86.43	86.74	87.28
前年度比	—	+0.70	+0.54	+0.73	+0.41	+0.38	+0.31	+0.54

- 目標収納率を達成するため、各種収納対策や差押の強化に取り組み、平成22年度以降の収納率は向上している。

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
現年度収納率	83.67	84.37	84.91	85.64	86.05	86.43	86.74	87.28

2 医療費の適正化

施策	平成 29 年度の主な取組と実績	平成 29 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 30 年度の主な取組															
<p>(10)ジェネリック医薬品の普及促進◎</p> <p>ジェネリック医薬品は被保険者の医療費の負担軽減と国民健康保険の給付費縮減が期待できることから被保険者に対し情報提供や啓発などにより普及促進を図る。</p>	<p>①ジェネリック医薬品差額通知の送付及び削減効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品差額通知の送付               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 対象年齢 制限なし</li> <li>イ) 差額(月) 100 円以上</li> <li>ウ) 発送時期 4 か月毎(年 3 回 : 5, 9, 1 月)</li> <li>エ) 投薬期間 7 日以上</li> </ul> </li> </ul> <p>◆差額通知送付件数・削減効果（※各年度 3 月末現在） 【目標】削減効果額：30,000 千円</p> <table border="1" data-bbox="528 590 1344 831"> <thead> <tr> <th></th> <th>送付件数</th> <th>削減効果額 (各年通知送付分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29 年度</td> <td>24,402 件 (5, 9, 1 月送付)</td> <td>52,800 千円</td> </tr> <tr> <td>28 年度</td> <td>25,166 件 (5, 9, 1 月送付)</td> <td>37,841 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※削減効果は通知送付後の 6 か月間検証するため、平成 29 年度は見込みとなる。(平成 26 年度送付分から検証可能となった。)</p> <p>◆使用率（数量シェア）（※各年度 10 月末現在） 【目標】使用率（数量シェア）：65%</p> <table border="1" data-bbox="528 1031 902 1182"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29 年度</td> <td>72.1%</td> </tr> <tr> <td>28 年度</td> <td>67.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>②周知広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「希望シール」の配付（加入手続時、被保険者証更新時）</li> <li>国保日より、ホームページ</li> </ul>		送付件数	削減効果額 (各年通知送付分)	29 年度	24,402 件 (5, 9, 1 月送付)	52,800 千円	28 年度	25,166 件 (5, 9, 1 月送付)	37,841 千円		実績	29 年度	72.1%	28 年度	67.1%	<p>・削減効果額は前年度を上回っており、使用率（数量シェア）も目標値である 65%を上回っているため、ジェネリック医薬品の普及促進は着実に図られている。</p> <p>⇒平成 30 年度の使用率については、「<u>経済財政運営と改革の基本方針 2017</u>」で掲げられた新たな目標（平成 32 年 9 月までに後発医薬品の使用割合 80%）に設定し、引き続き、ジェネリック医薬品の普及促進のための取組を推進していく。</p> <p>・ジェネリック医薬品差額通知の送付とともに、各種周知広報を行うことなどにより、ジェネリック医薬品の使用率が年々伸びているなど、ジェネリック医薬品の普及促進に一定の効果があつた。</p> <p>⇒新たにオリオンスクエアの大型映像装置による周知を開始し、周知方法の拡充を図っていく。</p>	<p>①ジェネリック医薬品差額通知の送付及び削減効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品差額通知の送付               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 対象年齢 制限なし</li> <li>イ) 差額(月) 100 円以上</li> <li>ウ) 発送時期 4 か月毎(年 3 回 : 5, 9, 1 月)</li> <li>エ) 投薬期間 7 日以上</li> </ul> </li> </ul> <p>◆差額通知送付件数・削減効果 【目標】削減効果額：30,000 千円</p> <p>◆使用率（数量シェア）（※10 月末時点） 【目標】使用率（数量シェア）：74%【変更】</p> <p>②周知広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「希望シール」の配付（加入手続時、被保険者証更新時）</li> <li>国保日より、ホームページ、<u>オリオンスクエアの大型映像装置による周知【拡大】</u></li> </ul>
	送付件数	削減効果額 (各年通知送付分)																
29 年度	24,402 件 (5, 9, 1 月送付)	52,800 千円																
28 年度	25,166 件 (5, 9, 1 月送付)	37,841 千円																
	実績																	
29 年度	72.1%																	
28 年度	67.1%																	
<p>(11)レセプト点検の推進◎</p> <p>被保険者の資格や診療内容など、電子化されたレセプト情報を点検することにより医療費の適正化を図る。</p>	<p>○レセプト点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格点検や縦覧点検等による効果的・効率的なレセプト点検の実施</li> <li>点検員のスキルアップのための各種研修への参加</li> <li>実施体制（点検員）：医療事務資格を有する嘱託職員 7 名</li> </ul> <p>◆レセプト点検による効果（※4 月～3 月実績） 【目標】財政効果額：180,000 千円</p> <table border="1" data-bbox="528 1749 1264 1942"> <thead> <tr> <th></th> <th>総点検数</th> <th>過誤調整件数</th> <th>財政効果額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29 年度</td> <td>1,974 千件</td> <td>13,189 件</td> <td>174,268 千円</td> </tr> <tr> <td>28 年度</td> <td>2,051 千件</td> <td>14,925 件</td> <td>196,784 千円</td> </tr> </tbody> </table>		総点検数	過誤調整件数	財政効果額	29 年度	1,974 千件	13,189 件	174,268 千円	28 年度	2,051 千件	14,925 件	196,784 千円	<p>・縦覧点検、横覧点検、医科と介護保険利用者や施設入所者の突合点検の実施等により、適正給付が図られており、総点検件数の減少に伴って、過誤調整件数、財政効果額とも減少した。</p> <p>⇒引き続き、効果的・効率的な点検を実施していく。</p>	<p>○レセプト点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格点検や縦覧点検等による効果的・効率的なレセプト点検の実施</li> <li>点検員のスキルアップのための各種研修への参加</li> <li>実施体制（点検員）：医療事務資格を有する嘱託職員 7 名</li> </ul> <p>◆レセプト点検による効果 【目標】財政効果額：180,000 千円</p>			
	総点検数	過誤調整件数	財政効果額															
29 年度	1,974 千件	13,189 件	174,268 千円															
28 年度	2,051 千件	14,925 件	196,784 千円															

3 保健事業の充実

施策	平成 29 年度の主な取組と実績	平成 29 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 30 年度の主な新規等取組																											
<p>(12)特定健康診査・特定保健指導の推進◎</p> <p><b>【特定健康診査】</b> 生活習慣病を予防し、被保険者の健康保持と将来にわたる医療費の適正化に資するため、特定健康診査の周知啓発や、受診しやすい環境整備を行うほか、未受診者への効果的な勧奨を行い、受診率の向上を図る。</p>	<p><b>【特定健康診査】</b> ◆特定健康診査受診率 【目標】60%</p> <table border="1" data-bbox="528 310 1344 598"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">3 月末現在</th> <th colspan="3">確定値</th> </tr> <tr> <th>対象者数 (名)</th> <th>受診者数 (名)</th> <th>受診率 (%)</th> <th>対象者数 (名)</th> <th>受診者数 (名)</th> <th>受診率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29 年度</td> <td>79,894</td> <td>19,206 (20,828)</td> <td>24.0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>28 年度</td> <td>82,771</td> <td>20,787 (22,510)</td> <td>25.1</td> <td>82,422</td> <td>24,348</td> <td>29.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象者数及び受診者数は当該実施年度に一年を通じて資格者の者であり、（ ）は資格喪失者等を含む健診受診者を示している。</p> <p>①様々な媒体による周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報うつつのみや（年2回／7月・11月）</li> <li>・国保だより（年2回／7月・9月）</li> <li>・ポスター掲示（随時／医療機関等）</li> <li>・周知啓発文言入り封筒の使用（随時）</li> <li>・市有車へのマグネット広告掲載（18台）</li> <li>・保健所東側入口及びJR宇都宮駅西口に受診啓発横断幕掲示</li> <li>・県広報紙「とちぎ県民だより」広告掲載（9月）</li> <li>・受診勧奨グッズによる広報</li> <li>・オリオンスクエアの大型映像装置による周知</li> <li>・ミヤラジを活用した健診情報の発信</li> </ul> <p>②未受診者対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未受診者の特性（年齢・性別・受診状況など）に応じた受診勧奨通知の送付（9月：31,303件送付）</li> <li>・追加健診の日程やわかりやすい予約方法・会場案内の通知の送付（12月：19,180件送付）</li> <li>・集団健診予約センターによる電話受診勧奨：年間2回（9月：7日間、12月：12日間）</li> <li>・健診PR応援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア）健康づくり推進員等と連携した健診の普及啓発や、健診PR応援企業を通じた受診勧奨や受診者に対する商品割引等の特典サービスを提供</li> <li>イ）健診PR応援企業（市内飲食店やスポーツクラブ等）：24企業、47店舗、48サービス（H27：20企業43店舗）</li> </ul> </li> </ul>		3 月末現在			確定値			対象者数 (名)	受診者数 (名)	受診率 (%)	対象者数 (名)	受診者数 (名)	受診率 (%)	29 年度	79,894	19,206 (20,828)	24.0	-	-	-	28 年度	82,771	20,787 (22,510)	25.1	82,422	24,348	29.5	<p><b>【特定健康診査】</b> ・各種取組を実施しているが、特定健康診査の受診率は目標値に達していない状況である。目標達成に向け、様々な媒体による周知啓発や未受診者対策の強化、受診機会の拡充に継続的に取り組むとともに、未受診者対策の効果を検証し、より効果的な手法を検討し受診率向上につなげる。 ⇒引き続き、受診率の向上を図るため、以下の各種取組を実施していく。</p> <p>・国保だよりなどの紙媒体や市有車へのマグネット広告の掲載、更にはマスメディアによる広報を国保連や県と連携し、県内一斉に実施したことなどにより、広く周知啓発を図ることができた。 ⇒<u>国保だよりについては、これまで納税通知書送付時と被保険者証送付時にあわせ、年2回作成し同封してきたが、送付時期が同月になることから、納税通知書同封分に一本化し、年1回の発行とする。</u> ⇒<u>効果的に周知啓発を図るため、健康ポイント事業を活用した情報発信を行っていく。</u></p> <p>・未受診者対策については、通知や電話による勧奨により、受診につながっているが、さらに受診率向上に向けて、対象者の選定や通知内容の見直しを図っていくとともに、インセンティブを与える取組を行う。 ⇒<u>一人でも多くの市民が積極的に健康づくりに取り組むきっかけをつくり、健康づくりの継続を促進するため、健康ポイント事業を開始する。</u></p>	<p><b>【特定健康診査】</b> ◆特定健康診査受診率 【目標】40%</p> <p>①様々な媒体による周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報うつつのみや（年2回／7月・11月）</li> <li>・国保だより（年2回／7月・9月）→<u>（年1回／7月）【変更】</u></li> <li>・ポスター掲示（随時／医療機関等）</li> <li>・周知啓発文言入り封筒の使用（随時）</li> <li>・市有車へのマグネット広告掲載（18台）</li> <li>・保健所東側入口及びJR宇都宮駅西口に受診啓発横断幕掲示</li> <li>・県広報紙「とちぎ県民だより」広告掲載（9月）</li> <li>・受診勧奨グッズによる広報</li> <li>・オリオンスクエアの大型映像装置による周知</li> <li>・ミヤラジを活用した健診情報の発信</li> <li>・<u>健康ポイントアプリを活用した健康情報発信【新規】</u></li> </ul> <p>②未受診者対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未受診者の特性（年齢・性別・受診状況など）に応じた受診勧奨通知の送付（8月）</li> <li>・追加健診の日程やわかりやすい予約方法・会場案内の通知の送付（12月）</li> <li>・集団健診予約センターによる電話受診勧奨：年間2回</li> <li>・<u>健康ポイント事業【新規】</u> <u>運動や健診の受診などの健康づくり活動に対してポイントを付与し、貯まったポイントに応じたサービス特典を提供</u></li> </ul>
	3 月末現在			確定値																										
	対象者数 (名)	受診者数 (名)	受診率 (%)	対象者数 (名)	受診者数 (名)	受診率 (%)																								
29 年度	79,894	19,206 (20,828)	24.0	-	-	-																								
28 年度	82,771	20,787 (22,510)	25.1	82,422	24,348	29.5																								

施 策	平成 29 年度の主な取組と実績	平成 29 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 30 年度の主な新規等取組																															
(12)特定健康診査・特定保健指導の推進◎	<b>③受診機会の拡充（環境整備）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間ドック・脳ドック健診との同時受診</li> <li>・地区巡回健診等の実施</li> <li>・早朝健診の実施</li> <li>・出前健診の実施</li> <li>・全国健康保険協会栃木支部との共催（タイアップ）健診の実施</li> <li>・国保健診の実施（JAうつのみや南部支所を会場とした健診）</li> <li>・集団健診予約センター（電話），集団健診予約システム（WEB）による予約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドック健診との同時受診については，広報紙やホームページのほかオリオンスクエアの大型映像装置を活用した周知を実施したことにより，被保険者数は減少しているが，受診率は微増（4.0%）となっている。</li> <li>⇒<u>地区巡回健診については，市民ニーズの高い集団健診会場の日程拡大など環境整備を行い，更なる受診率向上を図っていく。</u></li> <li>・集団健診予約センターでの電話予約やWEB予約が可能となり，市民の利便性の向上を図ることができた。</li> <li>⇒引き続き，受診率向上に向け，各種健診や受診機会の拡充のための取組を実施していく。</li> </ul>	<b>③受診機会の拡充（環境整備）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間ドック・脳ドック健診との同時受診</li> <li>・地区巡回健診等の実施→<u>市民ニーズの高い集団健診会場の日程拡大【拡大】</u></li> <li>・早朝健診の実施</li> <li>・出前健診の実施</li> <li>・全国健康保険協会栃木支部との共催（タイアップ）健診の実施</li> <li>・国保健診の実施（JAうつのみや南部支所を会場とした健診）</li> <li>・集団健診予約センター（電話），集団健診予約システム（WEB）による予約</li> </ul>																															
(12)特定健康診査・特定保健指導の推進◎ <b>【特定保健指導】</b> 特定健診の結果，生活習慣の改善のための特定保健指導が必要な対象者に対し，確実に指導を実施できるよう，環境整備を行い，特定保健指導終了率（*）の向上を図る。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>* 特定保健指導終了率</b>              特定保健指導（動機付け支援は初回・最終評価の全2回，積極的支援は初回・中間・最終評価の全3回）を実施した者のうち，それぞれ最終評価まで実施した者の割合</p> </div>	<b>【特定保健指導】</b> <b>◆特定保健指導終了率 【目標】60%</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">3月末現在</th> <th colspan="3">確定値</th> </tr> <tr> <th>対象者数(名)</th> <th>初回(名)</th> <th>終了(名)</th> <th>終了率(%)</th> <th>対象者数(名)</th> <th>終了者数(名)</th> <th>終了率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>1,911</td> <td>194</td> <td>33</td> <td>2.2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>2,049</td> <td>212</td> <td>34</td> <td>1.7</td> <td>2,505</td> <td>293</td> <td>11.7</td> </tr> </tbody> </table> <hr/> <b>①環境整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診サポート事業 健診結果相談会での特定保健指導の実施（70回） ⇒市内4か所（保健所・市保健センター・平石地区市民センター・姿川地区市民センター）</li> <li>・個別医療機関等における特定保健指導の実施</li> <li>・人間ドック受診日当日における特定保健指導の実施</li> <li>・特定保健指導実施者研修会の開催（年1回）</li> </ul> <hr/> <b>②特定保健指導利用勧奨【健診サポート事業】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知による勧奨 特定保健指導対象者に対し，直近の健診結果相談会の日程等を盛込んだ利用勧奨通知を送付。 通知による勧奨実績 2,065人</li> <li>・電話による勧奨 通知発送から1週間後に，特定保健指導未利用者に対し電話勧奨を実施。 電話による勧奨実績 1,638人 ⇒専門オペレーターによる電話勧奨のモデル実施（平成29年7～9月） 健診結果相談会予約者の割合 23.8%</li> </ul>		3月末現在				確定値			対象者数(名)	初回(名)	終了(名)	終了率(%)	対象者数(名)	終了者数(名)	終了率(%)	H29	1,911	194	33	2.2	-	-	-	H28	2,049	212	34	1.7	2,505	293	11.7	<b>【特定保健指導】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導の利用勧奨の強化を図ることにより，平成28年度以降実施率は年々向上している。平成30年度においては，利用勧奨の強化や利用しやすい環境整備を実施し，更なる実施率向上を目指す。</li> <li>⇒引き続き，終了率の向上を図るため，以下の各種取組を実施していく。</li> </ul> <hr/> <b>【特定保健指導】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導の利用に結びつくように，身近な場所での健診結果相談会の開催，実施回数の拡大により，特定保健指導実施率の向上につなげることができた。</li> <li>⇒<u>適切な特定保健指導が受けられる環境づくりをより一層推進するため，健診結果相談会の日程拡大や，新たに実施機関の実施体制の把握や支援に努めていく。</u></li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知や電話による利用勧奨により，特定保健指導の実施率向上につながっている。</li> <li>⇒引き続き，特定保健指導の利用促進に向けた勧奨を推進していく。</li> </ul>	<b>【特定保健指導】</b> <b>◆特定保健指導終了率 【目標】20%</b> <hr/> <b>①環境整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診サポート事業 健診結果相談会での特定保健指導の実施（76回） <b>【拡大】</b> ⇒市内4か所（保健所・市保健センター・平石地区市民センター・姿川地区市民センター）</li> <li>・個別医療機関等における特定保健指導の実施</li> <li>・人間ドック受診日当日における特定保健指導の実施</li> <li>・特定保健指導実施者研修会の開催（年1回）</li> <li>・<u>特定保健指導の実施機関の委託意向調査・実態調査の実施【新規】</u></li> </ul> <hr/> <b>②特定保健指導利用勧奨【健診サポート事業】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知による勧奨</li> <li>・電話による勧奨</li> </ul>
	3月末現在				確定値																													
	対象者数(名)	初回(名)	終了(名)	終了率(%)	対象者数(名)	終了者数(名)	終了率(%)																											
H29	1,911	194	33	2.2	-	-	-																											
H28	2,049	212	34	1.7	2,505	293	11.7																											

施 策	平成 29 年度の主な取組と実績	平成 29 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 30 年度の主な新規等取組												
<p>(13)人間ドック健診・脳ドック健診の推進</p> <p>疾病の早期発見・早期治療により被保険者の健康の保持増進を図るため、人間ドック・脳ドックの費用の一部を助成することにより、受診促進を図る。</p>	<p>○人間ドック・脳ドックの推進</p> <p>◆受診者数（※平成 30 年 3 月末現在） 【目標】 3,570 人</p> <table border="1" data-bbox="599 317 1279 506"> <thead> <tr> <th></th> <th>人間ドック</th> <th>脳ドック</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29 年度</td> <td>2,944 名</td> <td>253 名</td> <td>3,197 名</td> </tr> <tr> <td>28 年度</td> <td>3,012 名</td> <td>268 名</td> <td>3,280 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>・特定健康診査との同時受診を実施  ・広報紙（年 6 回）、国保だより（年 2 回）、ホームページ掲載等  ・オリオンスクエアの大型映像装置による周知  ※助成額 10,000 円（特定健康診査との同時受診は 16,339 円）</p>		人間ドック	脳ドック	計	29 年度	2,944 名	253 名	3,197 名	28 年度	3,012 名	268 名	3,280 名	<p>・隔月での広報紙、国保だより等に記事を掲載することにより、特定健康診査との同時受診を含めた周知・受診勧奨を行ったが、被保険者数の減少や脳ドック受診者が毎年受診しないという傾向も影響し、昨年度と比較して受診率は微増（4.0%）となった。  ⇒引き続き、広報紙や国保だより等を活用し受診を促進していく。</p>	<p>○人間ドック・脳ドックの推進</p> <p>◆受診者数 【目標】 3,570 人</p> <p>・特定健康診査との同時受診を実施  ・広報紙（年 6 回）、ホームページ掲載等  ・国保だより（年 2 回）→（年 1 回）【変更】  ・オリオンスクエアの大型映像装置による周知  ※助成額 10,000 円（特定健康診査との同時受診は 16,339 円）</p>
	人間ドック	脳ドック	計												
29 年度	2,944 名	253 名	3,197 名												
28 年度	3,012 名	268 名	3,280 名												
<p>(14)健康づくり支援事業の推進</p> <p>健康づくりのための保健事業を実施することにより、被保険者の健康の保持増進を図る。</p>	<p>○宇都宮市地域・職域連携推進協議会（*）による事業</p> <p>地域保健と職域保健の連携により、被保険者の健康づくりのための健康情報の共有や保健事業の実施に要する社会資源を相互活用し、下記の事業を実施</p> <p>・働く人の健康づくり講演会の開催  ・事業所等を通じた健康情報の提供  ・事業所等に運動指導員等を派遣した健康講座の実施</p> <div data-bbox="528 1010 1285 1224" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>* 宇都宮市地域・職域連携推進協議会</p> <p>地域保健と職域保健の連携を図り、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、主体的に健康づくりに取り組む事業所の増加を目的として、平成 25 年 8 月に設置</p> </div>	<p>・働く人の健康づくり講演会等を実施することにより、事業主や健康管理担当者に従業員の健康づくりについての効果的な啓発を行うことができた。  ⇒引き続き、職域における健康づくりの意識を高め、被保険者の健康管理につなげるため、啓発事業を実施していく。  ⇒新たに創設された保険者部会において、働く世代の健康に係る課題である、糖尿病をはじめとする生活習慣病対策やがん検診の受診率向上対策について、他の保険者と情報を共有し、課題解決に向けた効果的な手法を検討していく。</p>	<p>○宇都宮市地域・職域連携推進協議会による事業</p> <p>・働く人の健康づくり講演会の開催  ・事業所等を通じた健康情報の提供  ・事業所等に運動指導員等を派遣した健康講座の実施  ・保険者部会への参画【新規】</p>												

施 策	平成 29 年度の主な取組と実績	平成 29 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 30 年度の主な新規等取組																								
<p>(15)ヘルスプランうつのみ や事業の推進◎ 健診データやレセプトデータを効果的に活用し、被保険者の健康の保持や疾病の早期発見・早期治療につなげることに より、医療費の適正化を推進する。</p>	<p>①多受診・重複受診者（*）への保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「多受診・重複受診者」に対し、文書、電話、訪問による保健指導を実施</li> <li>適正受診のためのリーフレットを医療費通知に同封</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>* 多受診 一月に同一疾病で同一診療科目の通院日数が合計 15 日以上となる通院を 3 か月以上継続</p> <p>* 重複受診 同一疾病で同一診療科目の複数の医療機関への通院を 3 か月以上継続</p> </div> <p>◆指導実績（※平成 30 年 3 月末現在） 【目標】指導件数：延べ 200 回</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">対象者</th> <th style="width: 20%;">指導件数</th> <th style="width: 20%;">改善確認者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29 年度</td> <td>311 名</td> <td>延べ 260 回</td> <td>78 名</td> </tr> <tr> <td>28 年度</td> <td>344 名</td> <td>延べ 194 回</td> <td>98 名</td> </tr> </tbody> </table> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>②糖尿病重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査の血糖検査の結果、数値が糖尿病領域（*）にあり、医療機関の受診を必要とするにも関わらず、未受診となっている者に対し、受診勧奨のため、文書、電話、訪問による保健指導を実施</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>* 糖尿病領域 空腹時血糖 126m g /dl 以上 HbA1c6.5%以上</p> </div> <p>◆指導実績（※平成 30 年 3 月末現在） 【目標】指導件数：延べ 200 回</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">対象者</th> <th style="width: 20%;">指導件数</th> <th style="width: 20%;">受診者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29 年度</td> <td>130 名</td> <td>延べ 211 回</td> <td>57 名</td> </tr> <tr> <td>28 年度</td> <td>117 名</td> <td>延べ 218 回</td> <td>67 名</td> </tr> </tbody> </table>		対象者	指導件数	改善確認者	29 年度	311 名	延べ 260 回	78 名	28 年度	344 名	延べ 194 回	98 名		対象者	指導件数	受診者	29 年度	130 名	延べ 211 回	57 名	28 年度	117 名	延べ 218 回	67 名	<p>・多受診者、重複受診者への保健指導については、文書、電話、訪問による保健指導のほかに、多受診者に対し、医療費通知に適正受診に関するリーフレットを同封することで、適正受診のための周知・啓発を実施したことにより、改善への効果が見られた。 ⇒引き続き、適正受診に向けた保健指導を実施していく。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>・糖尿病重症化予防事業については、文書や電話、訪問による保健指導により、特定健康診査の血糖検査の数値が糖尿病領域にある未治療者の約 44%の者を治療につなげることができた。 ⇒引き続き、医療機関への受診勧奨を実施していくとともに、「<u>栃木県糖尿病重症化予防プログラム</u>」に対応するため、新たに食生活指導を含めた保健指導を行う嘱託員 1 名を増員し、実施体制の強化を図っていく。</p>	<p>①多受診・重複受診者への保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「多受診・重複受診者」に対し、文書、電話、訪問による保健指導を実施</li> <li>適正受診のためのリーフレットを医療費通知に同封</li> </ul> <p>◆指導実績 【目標】指導件数：延べ 200 回</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>②糖尿病重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文書、電話、訪問による保健指導を実施</li> <li>生活習慣改善のための保健指導を実施（嘱託員 1 名増）【新規】</li> </ul> <p>◆指導実績 【目標】指導件数：延べ 200 回</p>
	対象者	指導件数	改善確認者																								
29 年度	311 名	延べ 260 回	78 名																								
28 年度	344 名	延べ 194 回	98 名																								
	対象者	指導件数	受診者																								
29 年度	130 名	延べ 211 回	57 名																								
28 年度	117 名	延べ 218 回	67 名																								

指 標	実 績								
《計画の目標値》	目 標	実 績							
○1人当たり医療費の増加率（対前年比）	29年度 2.25%	2.89%	国保経営改革プランでの目標						
	28年度 2.25%	2.16%	30年度 2.25%						
○医療費総額の増加率（対25年度比）	29年度 13.18%	△2.00%	国保経営改革プランでの目標						
	25年度 基準年	基準年	30年度 13.18%						
	診療報酬改定状況 … ③								
		24年度	26年度	28年度	30年度				
	全体	+0.004%	+0.10%	△0.84%	△1.19				
	本体	+1.38%	+0.73%	+0.49%	+0.55				
	薬価	△1.38%	△0.63%	△1.33%	△1.74				
	【参 考 1】被保険者の年度推移 … ①								
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	被保険者全体	139,128人	139,288人	138,360人	136,493人	134,427人	131,313人	126,121人	119,701人
内	一般（65歳未満）	90,663人	90,232人	86,964人	83,154人	80,026人	76,998人	73,654人	69,386人
訳	前期高齢者（65歳～74歳）	40,671人	41,111人	42,956人	45,121人	47,434人	48,982人	48,988人	48,521人
	退職被保険者（主に60～64歳）	7,794人	7,945人	8,440人	8,218人	6,967人	5,333人	3,479人	1,794人
	【参 考 2】一人当たり医療費の年度推移（国保事業年報・国保事業月報から） … ②								
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	1人当たり医療費の増加率（対前年比）	3.27%	2.44%	3.57%	4.58%	1.60%	4.64%	2.16%	2.89%
	一人当たり医療費	272,419円	279,059円	289,010円	302,239円	307,069円	321,312円	328,260円	337,736円
内	一般（65歳未満）	185,753円	192,522円	195,752円	203,426円	204,454円	212,089円	214,816円	226,781円
訳	前期高齢者（65歳～74歳）	447,335円	448,917円	462,636円	472,817円	473,366円	485,005円	493,986円	495,188円
	退職被保険者（主に60～64歳）	367,804円	382,939円	366,238円	365,512円	353,527円	394,802円	396,393円	370,648円
	【参 考 3】医療費総額の年度推移（国保事業年報・国保事業月報から） … ③								
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	医療費総額の増加率（対25年度比）	-	-	-	基準年	0.06%	2.27%	0.36%	△2.00%
	医療費総額	379億円	389億円	400億円	413億円	413億円	422億円	414億円	404億円
内	一般（65歳未満）	168億円	174億円	170億円	169億円	164億円	163億円	158億円	157億円
訳	前期高齢者（65歳～74歳）	182億円	185億円	199億円	213億円	225億円	238億円	242億円	240億円
	退職被保険者（主に60～64歳）	29億円	30億円	31億円	30億円	25億円	21億円	14億円	7億円
	<p>① 平成24年度以降、被保険者全体は減少傾向にあり、近年では特にその傾向が顕著である。また、これまで増加傾向であった前期高齢者も平成29年度に減少に転じた。</p> <p>② 平成29年度の前期高齢者の一人当たり医療費は約495千円であり、65歳未満の被保険者と比較すると、約2.2倍と大きい。</p> <p>③ 被保険者全体の大幅な減少とともに、医療費の高い前期高齢者も減少に転じたこと、また、平成28年度の薬価のマイナス改定の影響などにより、全体の医療費総額は基準年より減少した。</p>								
	<p>一人当たり医療費の年度推移 (対前年伸び率の推移)</p>				<p>医療費総額の推移</p>				

報告第4号

第2期宇都宮市国民健康保険保健事業実施計画及び  
第3期宇都宮市特定健康診査等実施計画について

1 第2期宇都宮市国民健康保険保健事業実施計画(第2期データヘルス計画)…別紙1

国の保健事業実施指針に基づき、「宇都宮市国民健康保険保健事業実施計画(第1期データヘルス計画)」を平成28年3月に3年間の計画として策定し、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進、発症予防や重症化予防等の保健事業の実施及び評価を行ってきた。

今後も第1期に引き続き、被保険者の健康の保持増進や医療費の適正化を図るため、平成29年度に平成30年度から平成35年度までの6年間の計画として改定を行ったので、その概要について報告するもの

2 第3期宇都宮市特定健康診査等実施計画…別紙2

宇都宮市国民健康保険の保険者として、高齢者の医療の確保に関する法律第18条に定められた特定健康診査基本指針により、平成20年度に第1期計画となる「宇都宮市特定健康診査等実施計画」を策定し、平成25年度からは第2期計画により、特定健康診査の受診率と特定保健指導の実施率の向上に取り組んできた。

第2期の評価を踏まえつつ、取組の更なる充実により、メタボリックシンドローム該当者やその予備軍を減少させることにより、被保険者の健康維持・生活の質の向上と、中長期的な医療費の適正化を図るため、平成29年度に平成30年度から平成35年度までの6年間の計画として改定を行ったので、その概要について報告するもの



基本的事項（第1章）

【策定の背景・趣旨】

- 市国保は「宇都宮市国民健康保険保健事業実施計画（第1期データヘルス計画）」を平成28年3月に策定し、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進、発症予防や重症化予防等の保健事業の実施及び評価を行ってきた。
- 今後も引き続き被保険者の健康の保持増進や医療費の適正化を図るため、疾病の早期発見・早期治療により重症化を予防し、被保険者自身が健康課題への意識を高め、自ら必要な生活習慣の改善に取り組むことを目的に「第2期宇都宮市データヘルス計画」を策定する。
- 計画は栃木県国民健康保険団体連合会の「国保ヘルスサポート事業」に基づく保健事業支援・評価委員会の支援を受ける。

【計画期間】

平成30年度から平成35年度（6年間）

【計画の位置づけ】

- 国保制度改革に伴い「栃木県国民健康保険運営方針」と整合を図りつつ、「宇都宮市国保経営改革プラン」の保健事業計画として策定する。
- 「栃木県保健医療計画」や「栃木県医療費適正化計画」、市の健康増進計画である「第2次健康うつのみや21」、宇都宮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画など、既存の分野別計画との整合を図る。

【実施体制・関係者連携等】

●実施主体・関係部局の役割

- ・保険担当課である保険年金課が主体となり、関係部局（健康増進課・高齢福祉課・地域包括ケア推進室等）と連携して策定等を進める。
- ・実施主体と関係部局とで連携しつつ、PDCAサイクルに沿った確実な進捗管理を行う。

●外部有識者等との連携

- ・計画の実効性を高めるため、計画の策定や事業評価などは国保連の支援・評価委員会を活用する。
- ・策定から実施、評価までの一連のプロセスにおいて外部有識者（学識経験者や地域の医師会等、保健医療関係者）と連携・協力しながら推進していく。

●被保険者への公表・周知等

- ・被保険者自身が状況を理解して主体的、積極的に取り組むことが重要であり、被保険者に広く計画を公表・周知する。
- ・市国民健康保険運営協議会の場において報告を行う。

現状の整理（第2章）

【宇都宮市の現状】

●国保加入者数

- ・国保加入者数は市民の約3割を占め、加入者は年々減少しており、65歳以上が全体の約4割を占めている。
- ⇒男性よりも女性の加入者が多く、年代別・男女別にみると、54歳までは男性の加入者が多く、55歳以上は女性の加入者が多い。

●市全体の死因状況

- ・女性は全国と同様、悪性新生物・心疾患・老衰の順に多く、男性は全国で、悪性新生物、心疾患、肺炎に対して、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患の順。
- ・年齢調整死亡率をみると、「心疾患」、「脳血管疾患」、「腎不全」においては、男女とも全国より高い。
- ⇒特に男性の「脳血管疾患」の年齢調整死亡率は全国と比較して高

●要介護者の状況

- ・要介護認定率は、年々上昇傾向。
- ⇒全国、県、同規模と比較して低い。
- ・介護保険第2号被保険者（40～64歳）における特定疾病別介護認定の理由を見ると、「脳血管疾患」が約半数を占めている。
- ・要介護者の有病状況は、全国・県と比較して高く、上位から「心臓病」「筋・骨疾患」「精神」「脳疾患」「糖尿病」となっており、「脳疾患」は減少傾向に対し、それ以外の疾病については増加傾向。

【第1期データヘルス計画について】

《達成状況》（データヘルス計画に掲げた目標の達成状況を評価）

		実績				評価指標
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
短期目標	糖尿病領域にある未治療者の受診率	—	19.1%	38.5%	51.5%	対前年度比より増
	特定健康診査受診率	25.3%	27.1%	29.5%	29.5%	60.0%
	働き盛り世代(40~59歳)の特定健康診査受診率	13.6%	15.5%	17.6%	16.5%	16.5%
	特定保健指導実施率	8.8%	9.3%	9.1%	11.7%	60.0%
目標 中長期	医療費総額の増加率（対H25年度）	基準年	0.06%	2.27%	0.36%	13.18%
	新規に人工透析に移行する者の人数を平成25年度実績より減少させる	85人	67人	75人	76人	85人より減
	特定健康診査の継続受診者の割合	63.60%	68.14%	68.46%	65.95%	70.00%

《保健事業の評価》

保健事業の実施状況を踏まえ、第1期計画は概ね計画通り進捗している状況である。

《短期目標》

- ・糖尿病治療域にある未治療者の受診率は、指導体制を強化したことにより評価指標どおり上昇傾向にある。
- ・特定健康診査受診率については目標は達成していないが、計画当初より上昇している。
- ・働き盛り世代の特定健康診査受診率は、年代や性別ごとに特性に応じた受診勧奨を図り、評価指標を上回っている。
- ・特定保健指導実施率は特定保健指導未実施者への利用勧奨を強化した結果、年々少しずつ上昇している。

《中長期目標》

- ・医療費総額の増加率は、平成28年度は対平成25年度比で0.36ポイントの増加に抑えている。
- ・新規に人工透析に移行する者の人数は、平成25年度に比較して減少しており、評価指標は達成できている。
- ・特定健康診査の継続受診者の割合は、評価指標には達成していないが、策定年度を上回っている。

《国保連の支援・評価委員会委員の意見》

- ・医療費総額の増加率の評価指標が妥当なのか検証すべき。
- ・ヘルスプランうつのみや事業で実施している糖尿病重症化予防に対する受診勧奨は有効である。
- ・新規の人工透析に移行する者が基準年より減少しているのは、取組の成果だが、評価指標範囲内で若干の増加も見られるので引き続き重症化予防に取り組むべき。
- ・糖尿病治療継続を目標にしても良い。

健康・医療情報の分析と健康課題（第3章）

【健康・医療の状況】

●一人当たりの医療費の状況

- ・入院外医療費点数が上昇傾向で「糖尿病」「高血圧症」「慢性腎不全（透析あり）」「脂質異常症」の順番で点数が高い。
- ⇒40～74歳の幅広い層で「腎不全」、「糖尿病」、「高血圧疾患」が上位を占めている。
- ⇒過去3ヵ年の医療費点数の年次推移で見ると、「糖尿病」、「慢性腎不全（透析あり）」は上位を占めている。

●人工透析の状況

- ・人工透析者の割合によると、男性・女性とも60歳から64歳が最も多く、男女別では男性が多い。
- ⇒その中で、約9割が高血圧に罹患しており、約5割が糖尿病を合併している。

●特定健康診査の受診率

- ・特定健康診査の受診率は、年々増加傾向であるが、全国平均・栃木県平均・中核市平均を下回っている。
- ⇒40歳代・50歳代の受診率がほかの年代と比較して低い。
- 継続受診者は40～49歳代では約5割程度であり、それ以外でも6～7割にとどまっている。

●特定健康診査有結果所見者の状況

- ・血糖は、男性・女性ともに有所見者割合が全国、県より上回っている。
- ⇒特に男性については、BMI、腹囲ともに全国よりも高い状況である。

●特定保健指導の実施率

- ・特定保健指導実施率は、全国平均・県平均・中核市平均を下回っている。
- ⇒55～59歳の女性が最も高く、逆に55～59歳の男性が最も低い。

【健康課題の抽出】

第1期計画の分析

- 新規の透析患者の移行する者の人数は増加傾向。
- 特定健康診査受診率は目標値からは乖離しているが増加傾向。
- 特定保健指導実施率は目標値からは乖離しているが増加傾向。
- 適正受診のために、重複・多受診者指導を継続していく必要がある。

健康・医療情報の分析

- 糖尿病関連疾患に係る医療費適正化  
入院外医療費点数では40歳から74歳までの年代において「腎不全」、「糖尿病」、「高血圧疾患」が上位を占めており、人工透析者は約5割が糖尿病を合併している。
- 特定健康診査受診率向上、特定保健指導実施率向上  
特定健康診査は特に働く世代（40～59歳）の受診率が低く、血糖が男女ともに高い状況であり、血糖コントロールに課題を抱えている者が依然として多い。
- 要介護認定率の維持と有病状況の減少  
要介護認定率は全国などと比較して低い状況であるが年々上昇傾向であり、国保加入者の約4割が前期高齢者を占め、要介護者の有病状況や第2号被保険者における介護認定理由において生活習慣病が上位を占めている。

健康課題

① 生活習慣病の早期発見・発症予防、重症化予防の取組

- ⇒ 入院外医療費の上位を占める「糖尿病」や「慢性腎不全（透析あり）」等は、死因において上位を占める「心疾患」や「脳血管疾患」、「腎不全」などと関連しており、引き続き糖尿病の重症化リスクのある者に医療機関への受診勧奨などの早期介入と継続受診の支援を実施し、透析移行を進行させないよう、糖尿病の重症化予防対策をさらに強化していく必要がある。

- ⇒ 生活習慣病の早期発見をするため、働く世代を中心とした特定健康診査の受診率の向上を図るとともに、生活習慣病の発症予防のため、特定保健指導の実施率の向上を図る必要がある。

●重点課題：糖尿病重症化予防、特定健康診査の受診率の向上、特定保健指導の実施率の向上

② 介護予防の取組

- ⇒ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、健康・医療情報等の共有・分析と介護保険サービスの傾向を踏まえ、医療・介護・予防・住まい・生活支援など地域包括ケアに係る取組に対し、後期高齢者医療制度のみならず前期高齢者の多くが加入する国保においても保険者として参画するとともに、フレイル対策などの高齢者の特性を踏まえた保健事業の検討を進める必要がある。

## 目的及び目標（第4章）

### 保健事業の目的（取組の方向性）

#### 糖尿病重症化予防

これまでの糖尿病重症化予防の取組である未治療者に対する医療機関への受診勧奨を継続していくとともに、保健指導の実施や治療に繋がった者に対する医療機関への継続受診の支援をする。

#### 生活習慣病の早期発見・発症予防

- 生活習慣病のリスクを早期に発見し、生活習慣の改善や早期治療を促すため、働く世代（40～59歳）を中心に、より効果的な受診勧奨を実施し、受診率の向上を図る。
- 生活習慣病の発症や重症化を予防するため、肥満やメタボ該当者及び予備群と判定された人に対し、特定保健指導の利用勧奨を引き続き実施し、特定保健指導の実施率の向上を図る。

#### 地域包括ケアに係る取組との連携

高齢者の特性（複数の慢性疾患を保有し、フレイルなどの症状が混在）を踏まえ、KDBデータを関係部局と情報共有するとともに、介護予防教室・自主グループ活動等の場を活用するなど、介護予防事業と連携した保健事業を推進する。

### 中長期目標【評価指標】（最終年度）

- 平成35年度一人当たり医療費の増加率を、平成29年度対比で14.3%以内に抑える。
- 生活習慣病の発症予防・重症化予防のため、平成35年度のメタボリックシンドロームの該当者の割合を11.3%以下に、予備群の割合を8.0%以下に減少させる。

### 短期目標【評価指標】（毎年度）

#### 糖尿病重症化予防

- 糖尿病領域にある未治療者の受療率と受療後の治療継続率

未治療者の受療率：各年度50%以上

治療継続率：各年度90%以上

- 新規に人工透析に移行する者の数

対前年度比で減少（各年度）

- 特定健康診査における空腹時血糖検査の「要指導」「要医療」に該当する人の割合

		現状値 (H28)	H30	H31	H32	H33	H34	H35
特定健康診査にお ける空腹時血糖	要指導	26.5%	25.5%	25.0%	24.5%	24.0%	23.6%	23.6%以下
	要医療	7.3%	6.3%	6.0%	5.7%	5.4%	5.0%	5.0%以下

各目標値は健康うつのみや21、特定健康診査実施計画等の関連計画と整合性を図るものとする。

#### 生活習慣病の早期発見・発症予防

- 特定健康診査受診率

	現状値 (H28)	H30	H31	H32	H33	H34	H35
目標値	29.5%	40%	45%	50%	55%	60%	60%以上

- 働く世代（40～59歳）の特定健康診査受診率

	現状値 (H28)	H30	H31	H32	H33	H34	H35
目標値	16.6%	22%	25%	28%	31%	34%	34%以上

- 特定保健指導実施率

	現状値 (H28)	H30	H31	H32	H33	H34	H35
目標値	11.7%	20%	30%	40%	50%	60%	60%以上

## 評価方法等（第6章）

### ●評価時期

- 短期目標については毎年度末に達成状況を確認して評価し、中長期目標については平成35年度末に達成状況を確認して評価する。
- 策定から3年間の経過した時点で計画全体の進捗確認・中間評価を実施する。

### ●評価体制

- 事業評価及び事業の見直しは実施検討委員会が行い、国保データベースシステムから出力されるデータ、特定健康診査や特定保健指導のデータ、各事業の実施結果を用いる。
- 評価の際には、必要に応じて支援評価委員会の指導や助言を受けらる。

### ●評価方法

- 中長期目標及び短期目標の各項目等について、アウトカム（成果）による要素を含めた評価を行う。

## 計画の公表・周知（第7章）

- 被保険者に広く周知するため、市ホームページに計画を掲載し公表する。

## 保健事業の内容（第5章）

### 糖尿病重症化予防

計画（事業名）
ヘルスプランうつのみや事業【拡充】
糖尿病発症・重症化予防事業【拡充】
糖尿病普及啓発事業【新規】
糖尿病合併症予防講習会
糖尿病発症予防事業【新規】
糖尿病連携手帳の活用促進【新規】
病態別栄養相談

### 生活習慣病の早期発見・発症予防

計画（事業名）	
特定健康診査	人間ドック・脳ドック健診補助事業
	未受診者勧奨事業
	特定健康診査受診啓発【拡充】
	受診機会の整備【拡充】
特定保健指導	健診結果相談会
	特定保健指導利用勧奨【拡充】

### 計画（事業名）

腎臓病予防講座
食育出前講座
歯と口腔の健康づくり出前講座
運動出前講座
運動推進事業
健康づくり栄養教室

### 地域包括ケアに係る取組との連携

計画（事業名）
介護予防事業（介護予防事業との情報共有）【新規】
食育出前講座（再掲）
歯と口腔の健康づくり出前講座（再掲）
運動出前講座（再掲）
運動推進事業（再掲）

## 個人情報の保護（第8章）

- 「個人情報保護法」及び「宇都宮市個人情報保護条例」等や、「国民健康保険法」及び「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定されている守秘義務規定を遵守し、適切な取り扱いを確保する。
- 健診データやレポートに関する個人情報は要配慮個人情報に該当するため、他の個人情報より慎重な取り扱いをする。

# 第3期宇都宮市特定健康診査等実施計画（概要版）

## 序 文

### 策定の趣旨・背景

- 本市では平成20年度に第1期計画となる「宇都宮市特定健康診査等実施計画」を策定し、平成25年度からは第2期計画により、特定健康診査の受診率と特定保健指導の実施率の向上等に取り組んできた。
- 第3期計画では、第2期計画の評価を踏まえつつ、取組の更なる充実により、特定健康診査の受診率と特定保健指導の実施率の向上を図り、被保険者の健康維持増進に努める。

### 計画の位置づけ

- 国の示す「特定健康診査等基本指針（高齢者の医療の確保に関する法律第18条）」により国民健康保険の保険者として策定する計画。
- 健康うつのみや21等と整合を図る。

### 計画の期間

- 第2期計画までは5年を1期。
- 第3期計画は関係する計画との整合性を図るため、6年（平成30～35年度）を1期とすることとなった。

## 第1章：目標を設定するための評価と現状の整理

### ●第2期計画の評価

#### 特定健康診査

##### 【特定健康診査受診率】

ベースライン値 (H25年度)	現状値 (H28年度)	目標値 (H29年度)	評価
25.3%	29.5%	60.0%	B

#### 特定保健指導

##### 【特定保健指導実施率】

ベースライン値 (H25年度)	現状値 (H28年度)	目標値 (H29年度)	評価
8.8%	11.7%	60.0%	B

#### メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合

##### 【メタボリックシンドローム該当者の割合】

ベースライン値 (H25年度)	現状値 (H28年度)	目標値 (H29年度)	評価
16.3%	16.6%	11.4%※	C

##### 【メタボリックシンドローム予備群の割合】

ベースライン値 (H25年度)	現状値 (H28年度)	目標値 (H29年度)	評価
11.2%	10.8%	9.15%※	C

※平成20年度比で25%減を数値とした値

### 【第2期計画の評価】

- ・特定健康診査の受診率は、集団健診予約センターやWEB予約の導入等受診しやすい検診体制の整備や個別受診勧奨を実施していることなどから、目標値には達していないが改善傾向にある。
- ・特定保健指導の実施率は、特定保健指導実施機関の確保などによる特定保健指導を実施しやすい環境づくりの整備や、未利用者勧奨等の実施していることなどから、目標値には達していないが改善傾向にある。
- ・メタボリックシンドローム該当者・予備群は横ばいである。

### ●宇都宮市の現状

- ・国保加入者は市民の約3割を占め、年々減少傾向である。
- ・特定健康診査受診率は、働く世代（40～59歳）が他の年代と比較して受診率が低い。
- ・特定健康診査の有所見結果において、血糖は男女ともに全国、県より上回っている。

### 【今後の課題】

- ・生活習慣病の発症・重症化予防のため、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合を減少させることが必要であり、そのために実施する特定健康診査の受診率・特定保健指導の実施率の向上を図る必要がある。
- ・特定健康診査の受診率は、これまでの環境整備や個別受診勧奨の取組により改善傾向であるため、引き続き取り組むとともに、特に働く世代などの受診率の低い年代や継続して受診していない者（まだら受診者）など未受診者勧奨の対象者を絞り、さらなる受診率向上を図る必要がある。
- ・特定保健指導の更なる実施率向上に向けて、未利用者の利用勧奨の取組を引き続き実施していくほか、特定保健指導実施機関が適切な保健指導が実施できるよう支援していく必要がある。
- ・特定健康診査・特定保健指導の実施体制については、平成30年度以降の国の見直しに伴い、適切な実施体制や手法を整備していく必要がある。

区分	説明及びコメント
A	目標値に達している
B	目標値に向け改善傾向にある
C	策定時の状況から変化が見られない（策定時実績値±1.0%以内）
D	策定時の状況を下回っている

### 【取組内容】

- 特定健康診査の受診率向上対策
  - ①広報媒体を活用した受診啓発
  - ②未受診者勧奨【はがき・電話】
    - ・受診率の低い働く世代や地区などを対象に、通知や電話にて受診勧奨を実施。通知の内容では、可変メッセージや追加日程を掲載するなどし、対象者に合わせた内容を盛り込んだ。はがき送付後に電話勧奨を実施し、より効果的な受診勧奨を実施。
- 受診しやすい環境整備
  - ・国保加入者が多い団体向けの健診や健診の実施回数の増加。
  - ・集団健診予約センターやWEB予約の導入。
- 特定保健指導
  - ①質の確保
    - ・特定保健指導機関研修会の開催。
  - ②未利用者勧奨
    - ・電話や訪問、通知等により未利用者勧奨を実施。平成28年度以降は通知に健診結果相談会の日程を盛り込み、電話勧奨。
- 【実施体制】
  - ・特定健康診査：個別、集団健診を外部委託し5月～3月実施。
  - ・特定保健指導：直営、外部委託にて通年実施。

## 第2章：目標値及び対象者数

- 国の特定健康診査等基本指針が示す目標値を目指し、宇都宮市国民健康保険における目標値を設定。

	H30	H31	H32	H33	H34	H35
特定健康診査受診率	40%	45%	50%	55%	60%	60%以上
特定保健指導実施率	20%	30%	40%	50%	60%	60%以上
特定保健指導対象者の減少率	●平成35年度までに、平成20年度比で25%以上減少（参考）平成20年度特定保健指導対象者数 2,256人					

- 計画期間における被保険者数の推計から、特定健康診査と特定保健指導対象者を推計。

## 第3章：特定健康診査・特定保健指導の実施

### ●実施体制

#### 特定健康診査 （\*下線部分は国の見直しに伴う変更点）

- (1)実施時期：5月～3月
- (2)実施機関：集団健診・個別健診⇒外部委託  
※個別健診の詳細健診眼底検査は外部へ再委託。
- (3)実施場所：（集団健診）各地区市民センター等  
（個別健診）各医療機関
- (4)実施項目：法定項目（詳細健診対象者基準の緩和、眼底検査の両眼実施）、追加項目（血糖とヘモグロビンA1c同時測定、血清クレアチニン検査）

#### 特定保健指導

- (1)実施時期：通年
- (2)実施機関：外部委託、直営にて健診サポート事業を実施
- (3)実施場所：（外部委託）委託場所にて実施  
（直営）健診結果相談会（保健所、市保健センター、地区市民センター等）
- (4)実施項目：動機付け支援、積極的支援  
2年連続積極的支援（動機付け支援相当）  
実績評価の時期：3か月以上経過後

### ●取組内容

#### 特定健康診査

- ①環境整備・普及啓発
  - ・様々な媒体を活用した普及啓発
  - ・かかりつけ医での受診勧奨リーフレット配布による周知啓発
  - ・市民ニーズの高い集団健診会場の日程拡大〔拡充〕
  - ・国保加入者の団体向けの健診の実施など
- ②受診勧奨
  - ・未受診者勧奨（通知、電話）〔拡充〕  
⇒受診率の低い働く世代やまだら受診者など対象者の抽出を工夫  
⇒勧奨時期や通知の内容の検討

#### 特定保健指導

- ①利用勧奨
  - ・特定保健指導対象者へ通知、電話による利用勧奨の実施
- ②環境整備
  - ・健診結果相談会の日程拡大〔拡充〕
  - ・特定保健指導実施者研修会の開催
  - ・実施機関の実施体制の把握〔新規〕

## 第4章：個人情報の保護

### 個人情報保護

- 関係職員に周知徹底を図るとともに特定健康診査等の委託先についても個人情報の管理等を適正に管理。

### データの管理

- 費用決済、データ管理等の事務処理は県国保連に委託。
- データ管理システムに保存されたデータは、専用端末でのみで確認・出力等が可能。
- データの保存は原則5年間。

## 第5章：実施計画の公表・周知

- 実施計画は、被保険者に取組方針等を示すため、ホームページにて周知・公表。

## 第6章：実施計画の評価及び見直し

- 国の特定健康診査等基本指針が示す目標値を目指し、宇都宮市国民健康保険における目標値を設定。
- 毎年度評価・最終評価（平成35年度）を実施。
- 毎年度評価において、取組内容の評価を行い、次年度以降の事業の見直しを図る。

報告第5号

平成30年度国民健康保険税の課税状況について

1 税率と課税限度額

	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分 (40歳以上65歳未満)	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
所得割	6.36%		2.55%		2.07%	
均等割	25,900円		9,800円		10,500円	
平等割	19,000円		7,200円		6,400円	
課税限度額	540,000円		190,000円		160,000円	

○税率は26年度に改定した後変更なし。

2 当初課税の状況（全体分）

		29年度	30年度	増減
世帯数		75,788世帯	73,724世帯	△2,064世帯
被保険者数		123,710人	118,249人	△5,461人
応能 49.5%	所得割①	6,699,529千円	6,360,268千円	△339,261千円
	均等割②	4,705,561千円	4,482,749千円	△222,812千円
応益 50.5%	平等割③	2,075,631千円	2,006,957千円	△68,674千円
	小計A (①+②+③)	13,480,721千円	12,849,974千円	△630,747千円
軽減額B		1,604,597千円	1,593,630千円	△10,967千円
課税額(A-B)		11,876,124千円	11,256,344千円	△619,780千円
1世帯当り課税額		156,702円	152,682円	△4,020円
1人当り課税額		96,000円	95,192円	△808円

○世帯数、被保険者数ともに減少の傾向にある。(前年比：世帯数△2.7%，被保険者数△4.4%)

○所得割・均等割・平等割のいずれも減少となり、1世帯当たり・1人当たり課税額も減少した。

3 軽減額の内訳

	29年度		30年度	
	世帯	金額	世帯	金額
7割軽減 (33万円以下)	18,375世帯	993,010千円	18,515世帯 (140世帯)	990,260千円 (-2,750千円)
5割軽減 (33万円+27.5万円×被 保者数以下)	9,650世帯	453,621千円	9,856世帯 (206世帯)	451,583千円 (-2,038千円)
2割軽減 (33万円+50万円×被保 者数以下)	8,263世帯	157,966千円	8,020世帯 (-243世帯)	151,787千円 (-6,179千円)
合計	36,288世帯	1,604,597千円	36,391世帯 (103世帯)	1,593,630千円 (-10,967千円)

○軽減割合の下の( )は、前年の合計所得金額

○軽減世帯数の合計は微増であり、全世帯数が減少しているため、軽減世帯の占める割合(49.4%)は前年度(47.9%)より約1.5ポイント増加した。

## 平成30年度国民健康保険運営協議会の開催予定について

回数	日程	議事予定	会場
第1回	8月9日(木)	<b>【報告事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮市国保経営改革プランの改定について</li> <li>・平成29年度国民健康保険特別会計の決算状況(見込み)について</li> <li>・国保アクションプラン29の主な取組実績と国保アクションプラン30の主な取組について</li> <li>・第2期宇都宮市国民健康保険保健事業実施計画及び第3期宇都宮市特定健康診査等実施計画について</li> <li>・平成30年度国民健康保険税の課税状況について</li> </ul> <b>【その他】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度国民健康保険運営協議会の開催予定について</li> </ul>	市役所本庁舎 14階 大会議室
第2回	10月18日(木)	<b>【協議事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税課税限度額の見直しについて</li> <li>・宇都宮市国保経営改革プラン(素案)について</li> </ul>	市役所本庁舎 14階 14A会議室
—	2月上旬	・意見書の作成・提出 ※会長一任	調整中
第3回	2月14日(木)	<b>【報告事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度国民健康保険特別会計当初予算(案)の概要について</li> </ul> <b>【協議事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮市国保経営改革プラン(案)について</li> </ul>	調整中

※ 開催時間はすべて午後4時30分～午後6時頃までを予定